

平成 30 年度 環境計画年次報告書

環境レポート

平成 29 年度の環境施策と環境の状況

人も自然も輝く 文化経済自立都市

飯田市

平成 30 年 11 月

飯田市の概要

人口・世帯数

(平成30年4月末現在)

◎総人口 102,117人(外国人含む)

男48,893人

女53,167人

◎世帯数 39,884世帯

気象

飯田観測所による平年値

(平成29年までの20年間平均)

◎平均気温 13.1℃

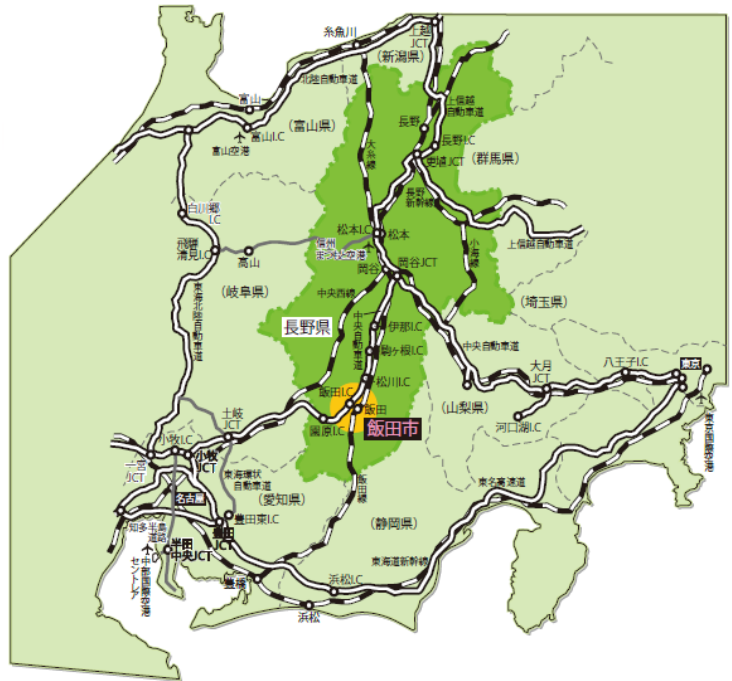
◎最高気温 35.8℃

◎最低気温 -9.2℃

◎年間降水量 1682.7 mm

◎年間日照時間 2060.1 時間

◎平均風速 2.2m/s



自然

飯田市は、日本の中央、長野県の最南端に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、南北に天竜川が貫く日本一の谷地形(標高差2,700m)が広がっています。豊かな自然と、優れた景観、四季の変化に富んだ暮らしやすい気候に恵まれています。

歴史

古くは東山道、近世以降は三州街道、遠州街道などの陸運や、天竜川の水運にも恵まれ、東西あるいは南北交通の要衝として繁栄し、経済的にも文化的にも独自の発展を遂げ、神楽や人形浄瑠璃などの民俗文化が今なお暮らしの中に息づいています。

産業

養蚕や水引などの伝統産業により発展してきた飯田市は、現在では先端技術を導入した精密機械、電子、光学に加え、近年では航空宇宙分野のハイテク産業をはじめ、半生菓子、漬物、味噌、酒などの食品産業、市田柿、りんご、梨などの果物を中心とする農業などが盛んに行われています。



みなさまのご意見、ご提案、ご感想をお寄せください。

飯田市では、環境レポートに掲載された環境施策の内容改善や環境レポートの見やすさ・内容改善について、広く市民、事業者のみなさまのご意見、ご提案、ご感想を募集しています。

みなさまのご意見をお寄せください。

1 ご意見・ご提案・ご感想の提出方法と提出先

任意の様式に、ご意見、ご提案、ご感想をご記入の上、下記のいずれかの方法でお送りください。

宛先 飯田市役所 市民協働環境部環境モデル都市推進課

(1) 郵送の場合 〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地

(2) ファクシミリの場合 0265-22-4673

(3) E-mail の場合 sakugen_co2@city.iida.nagano.jp

2 お問い合わせ

飯田市役所 環境モデル都市推進課 0265-22-4511（内線 5474）

環境文化都市宣言

平成19年3月23日決議

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

目次

はじめに	5
21' いいだ環境プランの基本理念と目標	6
21' いいだ環境プラン第4次改訂版の構成	7
第1章 平成29年の主な出来事	
特集1 飯田市再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくり条例に基づき、地域公共再生可能エネルギー活用事業として、小水力発電事業が初めて条例認定されました。	8
特集2 一般廃棄物処理施設『稲葉クリーンセンター』の稼働開始に伴い、燃やすごみの分別内容が変更されました。	10
第2章 平成29年度の政策ごとの実施状況	
政策1 気候変動の緩和と適応	
基本的方向1 社会の低炭素化の推進	12
1-1 再生可能エネルギーによる持続可能な地域づくり	18
1-2 環境にやさしい交通社会形成	20
1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり	22
1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進	24
基本的方向2 エコな「ライフ&ワーク」スタイルの推進	25
2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進	26
2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進	28
2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進	29
2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進	30
基本的方向3 気候変動への適応	31
3-1 「気候変動への適応」に関する研究	31
3-2 環境情報の適切な提供	33
政策2 循環型社会の形成	
基本的方向4 廃棄物の減量および適正処理と地球環境美化の推進	34
4-1 リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進	37
4-2 リサイクル(再生利用)の推進	38
4-3 ごみの適正処理の推進	39
4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進	40
4-5 処理施設の適正管理と整備への協力	41
政策3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全	
基本的方向5 緑と生物多様性の保全	43
5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備	46
5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり	49
5-3 森や里地里山の資源の利活用	51
5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)	53
5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進	54

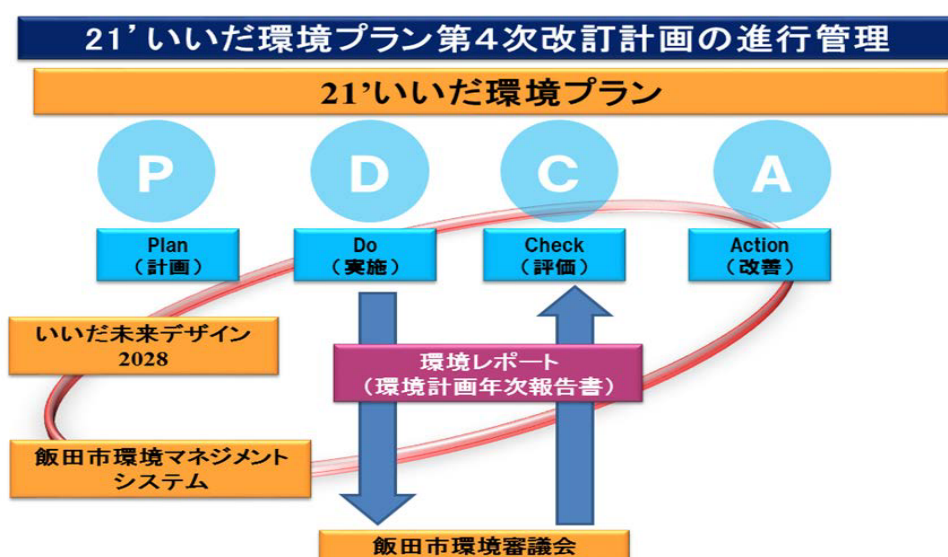
基本的方向6 生活環境の向上.....	55
6-1 大気汚染被害の把握と改善.....	59
6-2 河川・地下水質の維持向上.....	60
6-3 騒音・振動被害の把握と改善.....	62
6-4 悪臭被害の把握と改善.....	63
6-5 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善.....	64
6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止.....	65
基本的方向7 環境学習の推進および環境人材育成と活躍の場の創出.....	66
7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり.....	67
7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり.....	69
7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり.....	71

はじめに

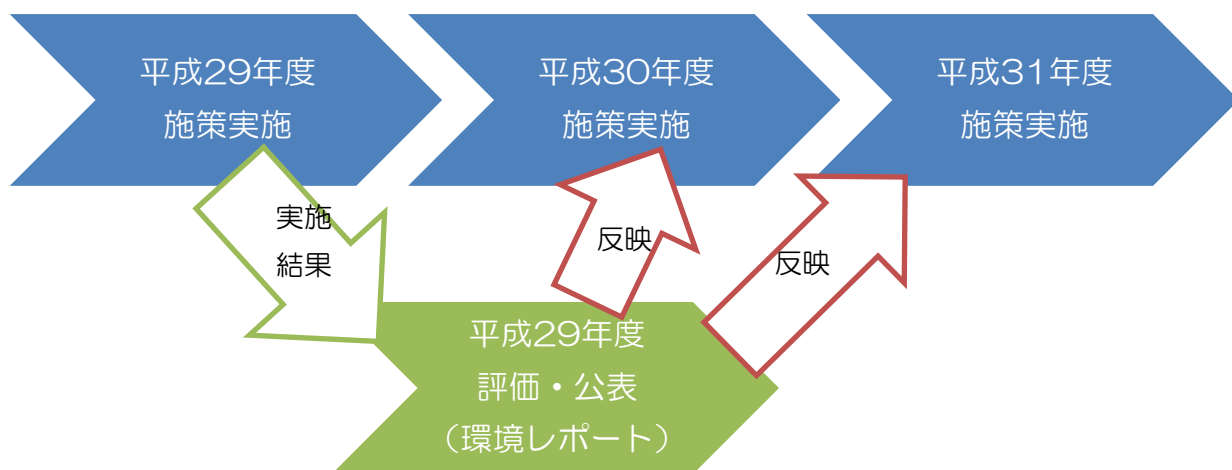
環境レポートとは？

環境計画年次報告（環境レポート）は、21' いいだ環境プランで掲げられた取り組みの進捗状況を、市民の皆様にお伝えするためのものです。

21' いいだ環境プランの進行管理は、「いいだ未来デザイン 2028」の進行管理および環境マネジメントシステムと連動し、毎年度、事業を計画し、実施、評価、改善によるPDCAサイクルに基づいて行います。



平成 29 年度の取組の実施結果は平成 30 年度に評価され、環境レポートにまとめられます。そして、その評価と結果は、平成 30 年度に実施中の取組みや翌年度以降の取組みへと反映していきます。



21' いいだ環境プランの基本理念と目標

1 基本理念

21' いいだ環境プラン第4次改訂版は、飯田市環境基本条例第2条に定める基本理念に則り、環境政策を推進していきます。

2 目標年次と対象期間

目標年次：2020年度

対象期間：平成29年(2017年)4月 から 2021年3月 までの4年間

3 行動理念

本プランは、飯田市環境文化都市宣言の趣旨に則り、次の行動理念を掲げます。

① 『循環』

わたしたちは、限りある資源を大切に使うとともに再生可能な資源の活用に努め、環境と経済が好循環する環境に配慮したまちづくりを推進します。

② 『共生』

わたしたちは、地球上に存在する生態系の一員として、自然と人の営みとの調和に努めます。

③ 『参加』

わたしたちは、社会の一員として地域のよりよい環境を作るため、環境負荷の低減や環境保全などの行動を自主的かつ積極的に行います。

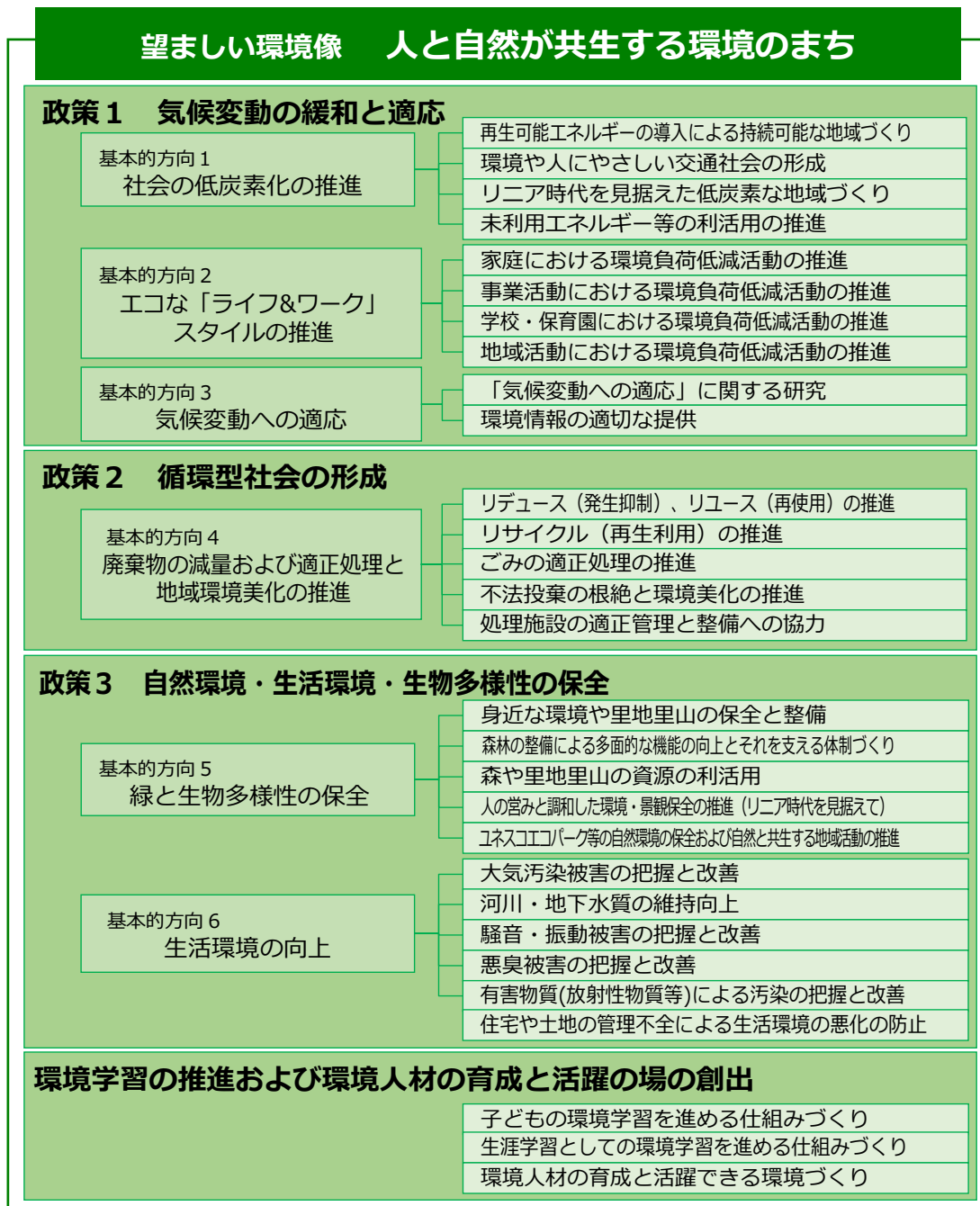
④ 『国際的取組』

わたしたちは、地球上の一員として国際的な枠組みに積極的に取り組むとともに、環境文化都市として率先して環境に配慮した住みやすいまちづくりを推進します。

4 望ましい環境像

『人と自然が共生する環境のまち』(※いいだ未来デザイン2028より)

21' いいだ環境プラン第4次改訂版の構成



施策の柱には、それぞれに目指す将来像、5年後の目標、手順、指標が設定されており、対応する事業を進める中で、その進行を図ります。

施策の詳細については、21' いいだ環境プラン第4次改訂版をご覧ください。

飯田市ウェブサイト内スペシャルサイトの「環境モデル都市・飯田」からダウンロードできるほか、市内の図書館、図書室や行政資料コーナーで閲覧できます。

第1章 平成29年度の主な出来事

特集1

飯田市再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくり条例に基づき、地域公共再生可能エネルギー活用事業として、小水力発電事業が初めて条例認定されました。

平成25年4月1日より「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」（地域環境権条例）が施行されました。

この条例は、地域が主体となり、地域の再生可能エネルギー資源を通じて得られる利益を公益的に活用しようと計画された事業（以下、「事業」）を支援することを目的として制定されたものです。

条例で定める各要件を満たした「事業」を、その計画に係る主体が、市の支援組織である「飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会」（以下、「審査会」）に申請していただいた場合、助言を含めた審査を行います。

「審査会」で、「事業」は条例に適う案件であると認められた場合、市長から「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の認定を行います。

この条例を活用して平成28年度までに9件の事業が認定され、平成29年度は以下の事業が新たに認定されました。

《平成29年度に認定を受けた事業の概要》

『小沢川小水力発電事業』

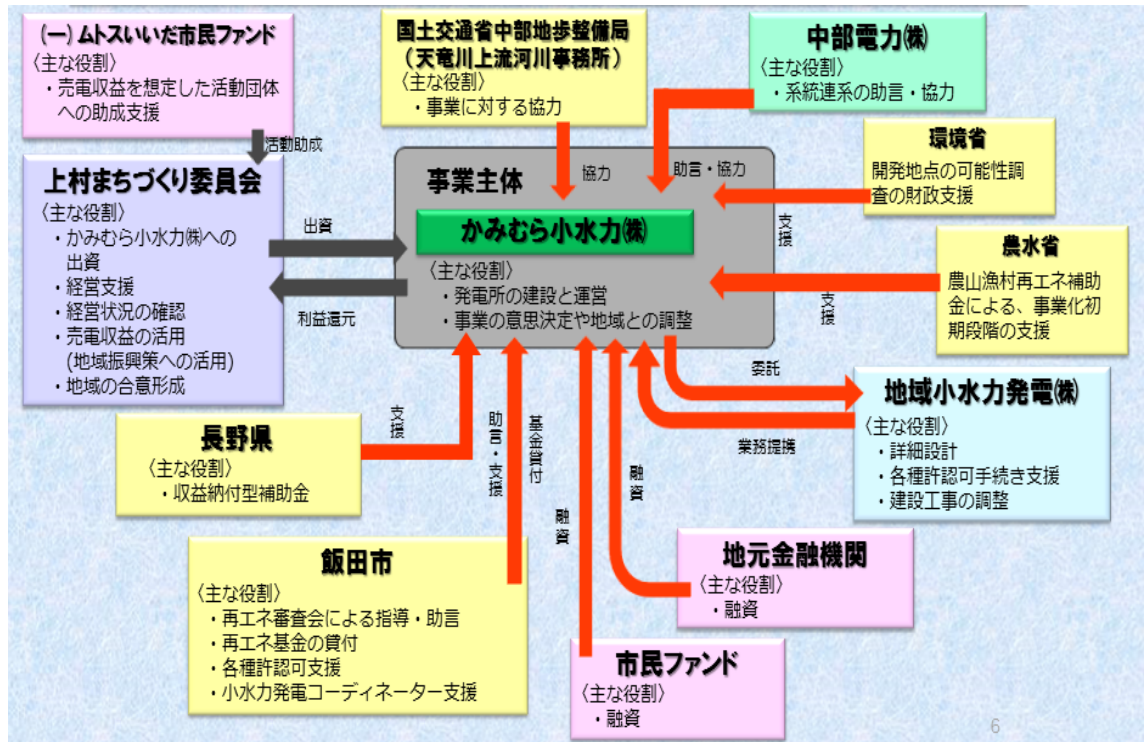
「上村まちづくり委員会」と地域住民が立ち上げた「かみむら小水力株式会社」が地域環境権を行使し、上村地区を流れる一級河川小沢川を利用した小水力発電事業として、地域環境権条例による「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の第10号事業に認定され、平成30年3月20日に認定式が行われました。

本事業はかみむら小水力株式会社が固定価格買取制度を利用して全量売電し、運営に係る経費、金融機関や飯田市などへの返済を除いた額の一部を上村まちづくり委員会へ還元する事業です。

上村まちづくり委員会は、その還元金を若者の雇用対策や移住定住支援をはじめ、様々な地域振興事業に活用する予定です。

今回の認定は、本条例を活用した飯田市内の小水力発電事業として初であり、小水力発電事業モデルとして期待されています。

(小沢川小水力発電事業への協力体制)



特集2

一般廃棄物処理施設『稲葉クリーンセンター』の稼働開始に伴い、燃やすごみの分別内容が変更されました。

飯田市内の家庭から排出された燃やすごみ（家庭系一般廃棄物）、事業者のみなさんが事業活動に伴って排出した燃やすごみ（事業系一般廃棄物）の焼却処理は、桐林クリーンセンターの使用期間満了に伴い『稲葉クリーンセンター』に移行され、平成29年9月1日より稼働を開始しました。

<稲葉クリーンセンターの概要>

施設の場所	飯田市下久堅稲葉 1526 番 1
用地の概要	8.5ha（施設用地 7.14ha、搬入道路用地 1.36ha）
施設の概要	焼却処理量：24,994t /年
施設の規模	93t /日（災害時対応余力分 4t /日）
処理の方式	ストーカ式焼却炉
炉の数	2炉構成
炉形式	全連続運転（24時間稼働）
余熱利用	発電（蒸気タービン発電）
最大出力	1,280kW
発電量	700万 kWh/年
試運転開始日	平成29年9月1日
本格稼働日	平成29年12月1日



この焼却施設の変更に伴い、飯田市でも、ごみ分別内容の変更を行いました。

具体的には、これまで「埋立ごみ」としてきた、ビニール・プラスチック製品類や、皮革製品、ゴム製品などが「燃やすごみ」へ移行しました。

この分別変更に併せ、市指定ごみ袋の見直しをおこない、全ての袋に持ち手を加えて利便性を高めたほか、「燃やすごみ」については従前の紙製から高密度ポリエチレン製に変更し、耐水性を高め、なおかつ市場での価格もやや低く提供できるようになりました。

また、分別変更についての周知については、以下の取組を行いました。

- 平成 29 年 9 月から 30 年 3 月までの「ごみリサイクルカレンダー」を作成し、全戸に配布。
- 「ごみ分別ガイドブック」を作成し、全戸に配布。
- 各地区の「ごみ分別学習会」において説明。計 104 回実施。
- 広報いいだ、いいだ FM、ケーブルテレビによる広報。
- ポスターを作成し、各地区に配布、掲示。

平成29年9月から 家庭ごみの分別に注意!!
ごみの分別内容が変わりました!
 今まで埋立ごみに分別していた、「プラスチック製品、ビニール製品、ゴム製品、革製品など」は、燃やすごみに分別してください!

今までの分別内容	燃やすごみ 生ごみ、紙くず、紙おむつ、衣類・布類、木くず・枝葉など	埋立ごみ ガラス製品・せともの・鏡、プラスチック製品、ビニール製品、革製品、ゴム製品、小型家電、混合物、灰、蛍光灯・電球、ヘアペン、ヘアブラシ、ヘアスプレー、ヘアワックス、ヘアオイル、ヘアクリーム、ヘアジェル、ヘアミスト、ヘアスプレー、ヘアワックス、ヘアオイル、ヘアクリーム、ヘアジェル、ヘアミスト
	燃やすごみ 生ごみ、紙くず、紙おむつ、衣類・布類、木くず・枝葉など、プラスチック製品、ビニール製品、革製品、ゴム製品	埋立ごみ 埋立ごみの種類が少なくなりました。ごみ袋へごみを入れる時はご注意ください! ガラス製品・せともの・鏡、小型家電、混合物、灰、蛍光灯・電球、ヘアペン、ヘアブラシ、ヘアスプレー、ヘアワックス、ヘアオイル、ヘアクリーム、ヘアジェル、ヘアミスト

※ 特定ごみ 資源ごみ(金属)(紙) 資源ごみ(プラマーク) ガラスびん ペットボトル の分別は今までどおり変わりません!

今までのごみ袋は、引き続き、使用することができます!

注意! ごみ袋の中身は、「新しい分別」でごみを入れてください!!

●特に埋立ごみの袋の中には、プラスチック製品、ビニール製品、ゴム製品、革製品は入れないでください。

〈誤った分別〉 〈正しい分別〉

第2章 平成 29 年度の政策ごとの実施状況

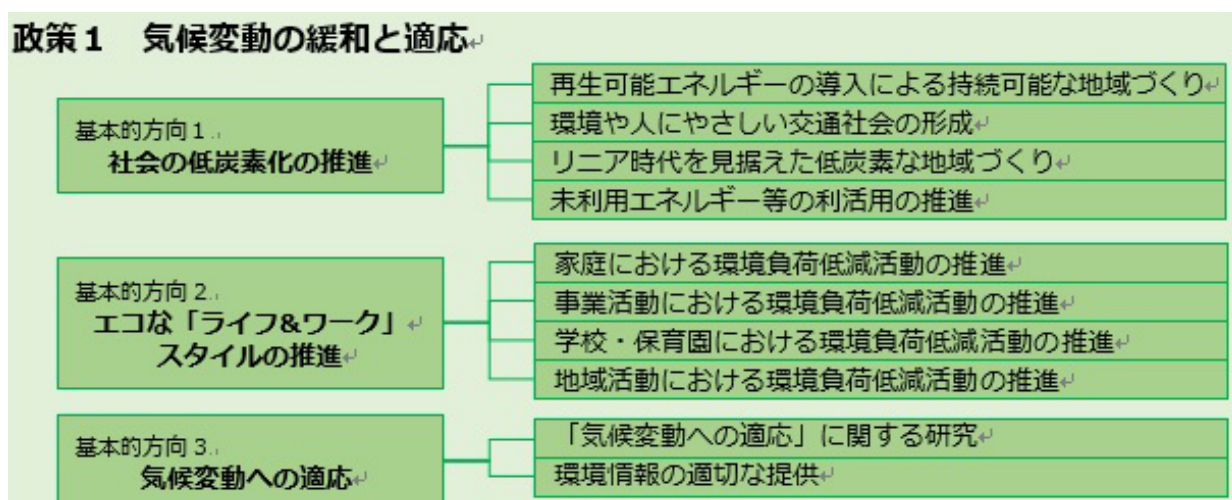
政策 1 気候変動の緩和と適応

化石燃料の消費に伴う大気中の二酸化炭素濃度の上昇による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が高まっています。これらを抑制するためには、温室効果ガス排出を最低限に抑える低炭素な社会づくりが必要です。

そのために、地球温暖化に伴う気温上昇や気候変動などによる災害の防止、経済、健康などへの悪影響の回避を目的として、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの割合を増やすとともに、それを経済に結びつけ、経済と環境の循環を構築し、温室効果ガス排出量を削減していくことが必要です。

これらを推進するために「社会の低炭素化の推進」「エコな『ライフ＆ワーク』スタイルの推進」「気候変動への適応」の3つの基本的方向を設け、社会の低炭素化と経済の活性化が両立した地域づくりを進めます。

政策 1 の体系図



基本的方向 1 社会の低炭素化の推進

社会の低炭素化の推進は、地球温暖化対策を念頭に置き、良好な環境と生活の利便性を両立させながら、安全、安心で快適に暮らせる社会づくりを目指すものです。再生可能エネルギーを普及、促進する様々な活動を一層推進するとともに、将来的には活用を念頭においた未利用エネルギーなどの研究を進め、併せて、環境や人にやさしい低炭素な移動手段への転換促進に取り組み、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例を軸に、環境と経済の好循環を生み、多くのコミュニティビジネスの構築を行っていくことが必要です。また、それぞれの主体がより一層の省エネルギーを推進していくとともに、エネルギー効率の高いトッランナー機器などを活用し、飯田市独自の低炭素住宅仕様の構築とそれに基づく制度運用により、市内建築物の低炭素化を行うとともに、リニア駅周辺整備計画や中心市街地の再生計画においても、リニア時代を見据えた低炭素な地域づくりを目指していきます。

●基本的方向1の具体的な取り組み

1-1 再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくり

- 地域環境権条例を活用した地域づくりの推進
- 太陽光市民共同発電の運用
- 太陽光発電の普及促進
- 太陽熱設備の普及促進
- メガソーラーいっだのPRと運営
- 木質バイオマス機器の普及促進
- マイクロ水力発電の研究
- 小沢川小水力発電推進

1-2 環境や人にやさしい交通社会の形成

- 自転車市民共同利用の推進
- ノーマイカーの推進
- 環境配慮型車両の普及啓発
- 次世代自動車購入への支援検討
- 地域公共交通の促進

1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり

- グリーン経済の推進(環境と経済の一体化)
- 省エネルギー住宅の研究・普及
- リニア駅周辺整備における低炭素化の推進
- 中心市街地低炭素化の研究
- 排出権取引の推進

1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進

- 未利用エネルギーの情報収集
- 未利用エネルギーの研究・調査

●基本的方向1の目的の達成度を表す指標の達成状況

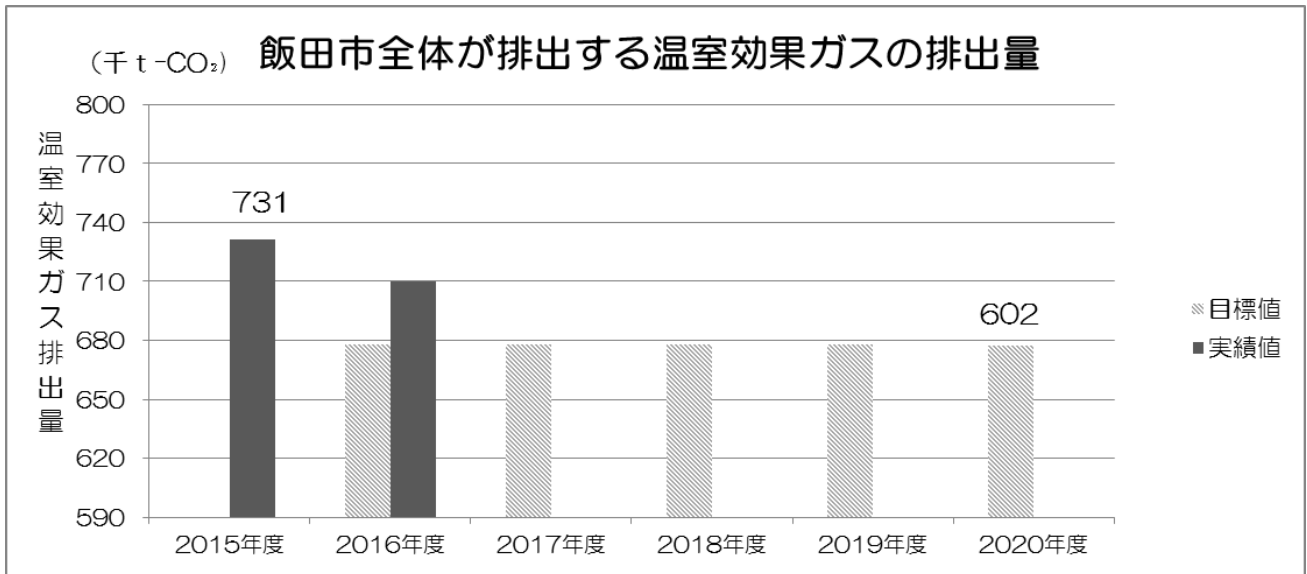
指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	平成 32 年度	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 実績	達成 状況
1	飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量※1	t-CO ₂	602,522	677,900 (H28)	709,918 (H28)	△
2	再生可能エネルギー利用等による温室効果ガスの削減量	t-CO ₂	28,430	26,089	30,686	◎
3	市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合	%	25.76	23.77	28.62	◎
4	環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合	%	100.0	90.4	86.3	△
5	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数	所	225	210	208	△
6	一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量	t-CO ₂	3.06	3.43	3.78	△
7	飯田市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量	t-CO ₂	4,288	10,72	18,12	◎

◎：目標以上の達成

○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

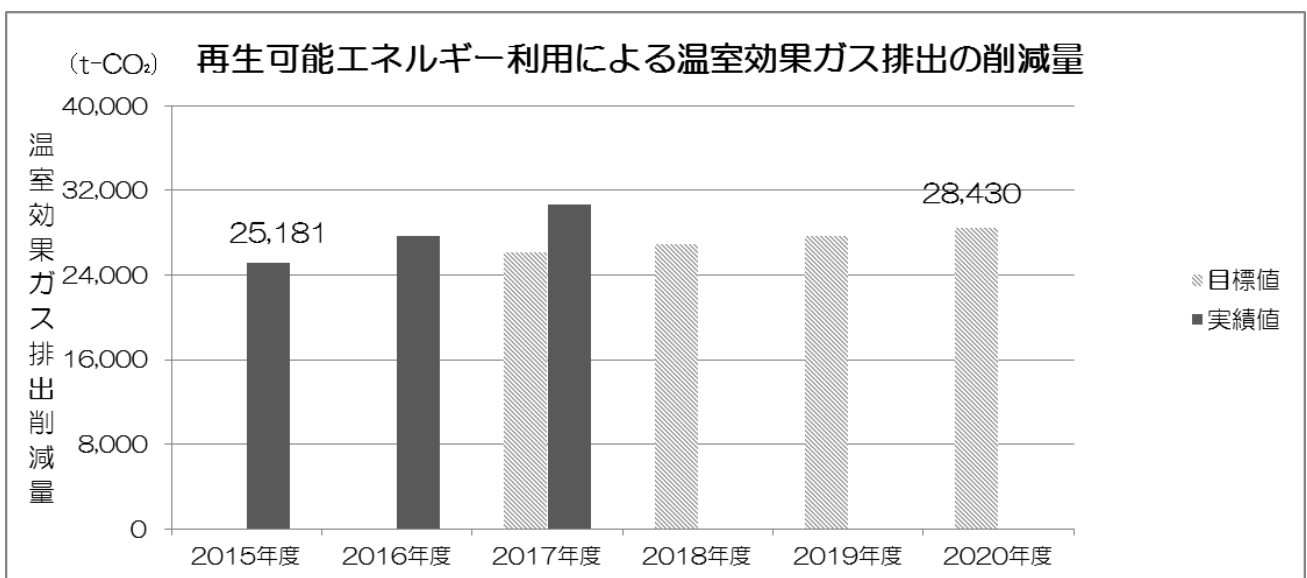
※1 温室効果ガスの排出量は、1年遅れでの算出となる



※この指標は、各種データの情報の公開状況から、1年遅れでの算出となります。

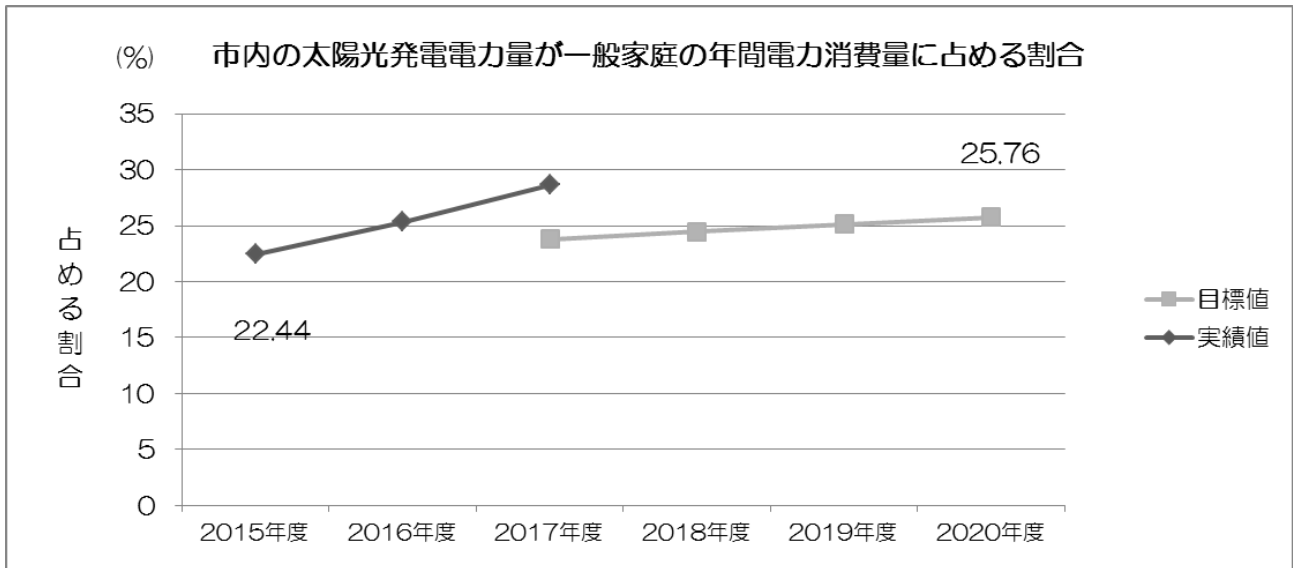
2011年の東日本大震災の影響により、火力発電所の稼働率が上昇したことで、飯田市においても震災以降の温室効果ガス排出量は増加する傾向にありました。

現在では、飯田市に供給されている電力の温室効果ガス排出係数（主な電力供給元が中部電力であると考えられるため中部電力の排出係数引用）は、2015年度以降も改善傾向にあり、温室効果ガス排出量は、当初目標には届かないものの確実な削減傾向にあることが分かります。

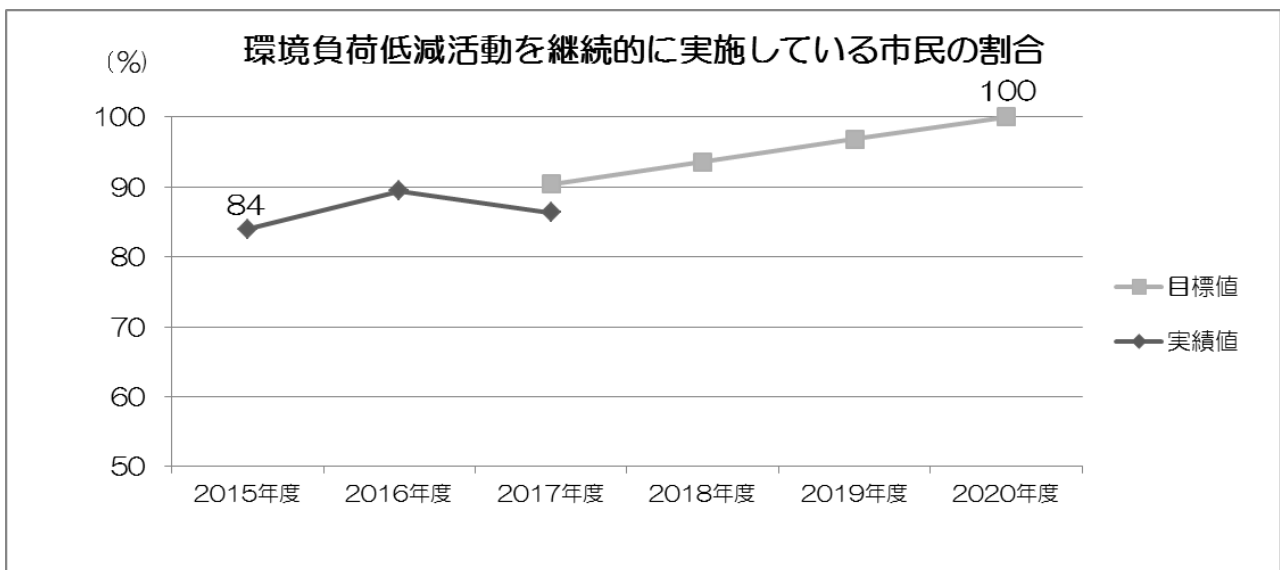


飯田市内で設置された再生可能エネルギー機器の普及により、どの程度温室効果ガスの削減効果が生じているかを、再生可能エネルギー設備の設置実績等に基づいて算定したものです。（一部推計）。

再生可能エネルギーの利用による温室効果ガス排出の削減量については、太陽光発電設備の設置を強力に推進を図ってきたため、予想以上のペースで設置が進み、特に家庭での利用が飛躍的に進んできたことで市内電力のグリーン化の割合が増えたことが分かります。2015年度からの伸びを見ると、FIT制度の利用による売電価格が年々低下する傾向にあるため、太陽光発電の設置は若干の伸び悩み傾向が見受けられましたが、それでも太陽光発電機器の普及は進んだことがわかります。



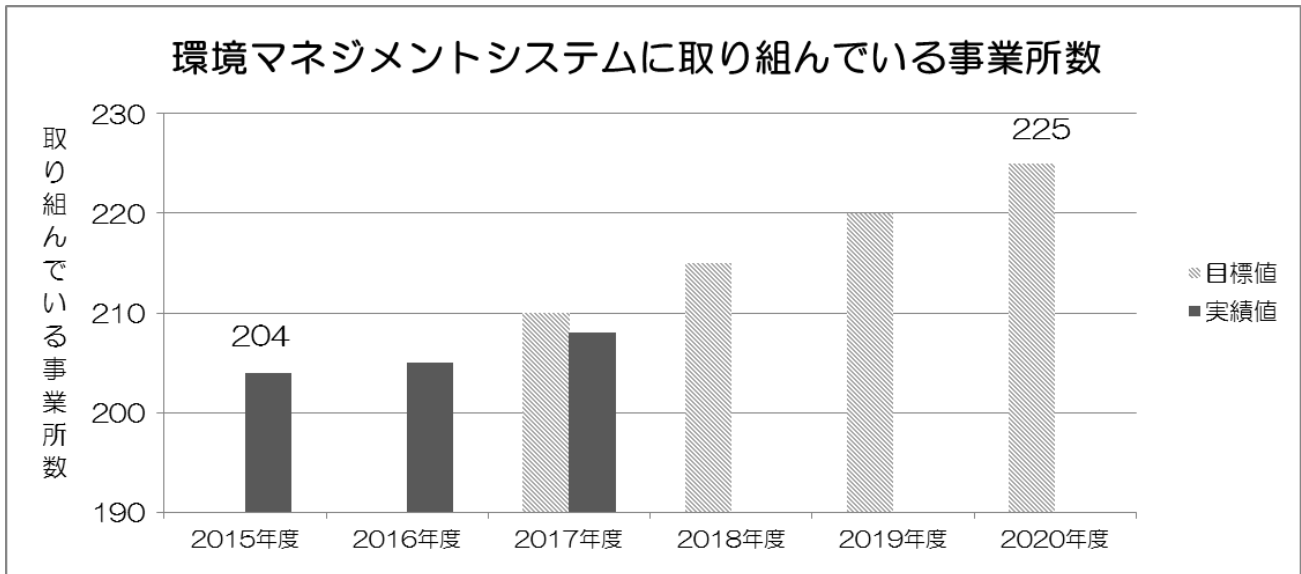
再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成 24 年 7 月から導入されて以降、家庭での太陽光発電設備の導入が急増しました。太陽光発電由来の電力を市内の世帯がどれだけ使用しているかを表す指標としては、28.62%分の電力を賄っていると算定でき、再生可能エネルギーの普及が着実に進行しているのが伺えます。



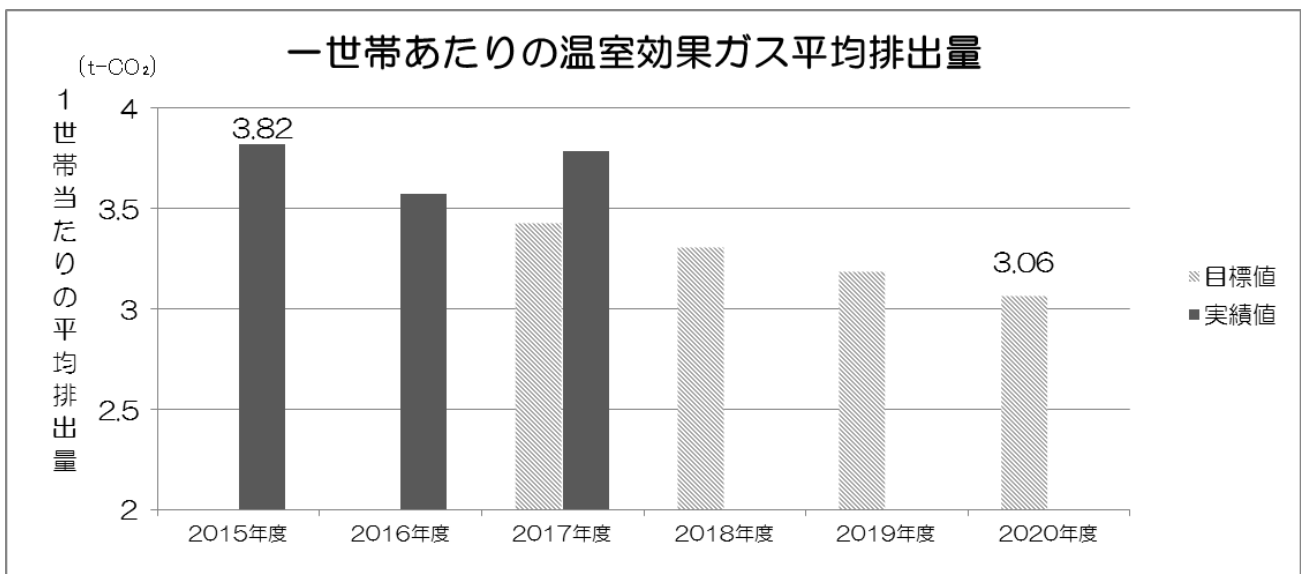
2012 年度から、市民アンケート調査の中で、省エネや節電（エコドライブ、節水、風呂の残り水利用、不要な照明を消灯、待機電源 OFF、節電機器・省エネ型機器の利用など）を心がけ実践しているか、という質問項目を設けていますが、当時から多くの市民が取り組みを行っています。

アンケート結果を見ても、環境負荷低減活動を継続的に実施されている市民の割合は 80～90%であることから、依然として多くの方が日常で環境負荷低減活動に取り組んでいる傾向が分かります。

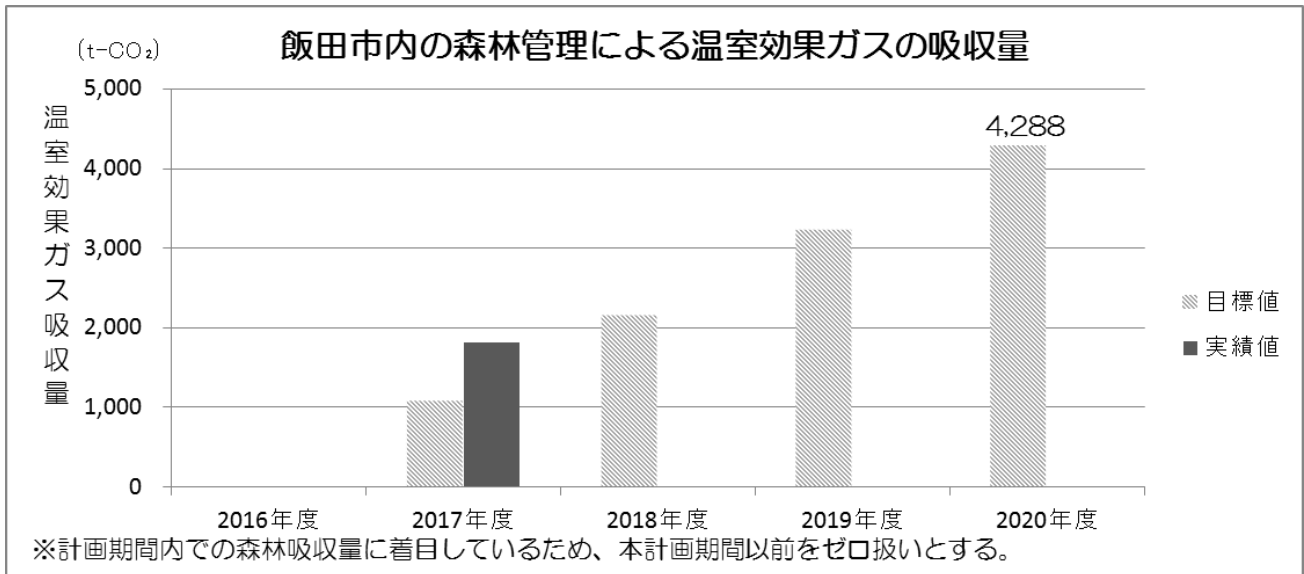
しかし、取り組みの実績は高いものの、環境負荷低減活動の普及促進に結びついていないため、今後はより省エネ・節電に資する活動や選択が市内で行われるように、政策や対策の工夫が必要です。



環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業者数は、事業者数が200に到達して以降、伸び悩み傾向にあります。また、この中には、取組みを宣言したものの地域独自の環境マネジメントシステムである「南信州いいむす21」の認証登録取得には至っていない事業者も含まれており、今後認証に結びつけ、積極的な取組みを促していくことが必要です。また、「南信州いいむす21」への登録事業所数の伸びも鈍化傾向にあることから、新たに取組む事業所の拡大も課題です。



2011年の東日本大震災の影響により、火力発電所の稼働率が上昇したため、電力由来の温室効果ガス排出係数が増加し、飯田市においても温室効果ガス排出量は増加傾向にありましたが、2014年度から排出量は減少傾向にあります。ライフスタイルの変化や省エネ機器等の普及によって、全体的に温室効果ガスの削減が進んでいると考えられます。



市内の森林管理（間伐等）に関する活動を行うことで、森林が温室効果ガスを吸収する機能改善による温室効果ガス吸収量を示しています。2017年度は399haの育成林の整備により目標値を上回る温室効果ガス吸収量となりました。

●基本的方向1の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向1-1 再生可能エネルギーによる持続可能な地域づくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 上村地区で、小水力発電所が完成し、売電収益を活用した地域振興事業が実施されています。
- イ 地域環境権条例を活用し、多くの地域が小水力発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギー事業に取り組み、地域の課題解決に結びついています。
- ウ 太陽光発電設備で発電された電気は、蓄電することが主流となりつつあり、商用電力の消費量は減少を始めています。太陽熱温水器は、毎年一定の需要のもと普及拡大しています。
- エ 木質バイオマス機器の設置が進み、毎年一定数普及拡大しています。
- オ 小型木質バイオマス発電による地域公共再生可能エネルギー活用事業に取り組んでいます。
- カ 売電を伴うマイクロ水力発電所が市内で稼働を始めたことをきっかけに、多くの地域でマイクロ水力発電導入の検討が開始されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 小水力発電所建設に向けた取組みへの支援を継続して行う。	◎ 実施中
② 地域が行う再生可能エネルギー事業への取組みへの支援を行い、そのノウハウの蓄積や体系化を行う。	○ 実施中
③ 木質バイオマス資源の賦存量および利用可能量を把握する。	○ 実施中
④ 新たな木質バイオマス利活用モデルの構築および展開を図る。	◎ 実施中
⑤ 小水力発電の新たな開発可能性地点の把握など、太陽光発電以外の再生可能エネルギー利用を推進するための新たな開発可能性調査を実施する。	◎ 実施中
⑥ 太陽熱など再生可能な熱エネルギー資源の新たな利用形態の検討および実践に取り組む。	○ 実施中
⑦ 太陽光発電の新たな利用の検討および利用モデルの構築を図る。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 地域環境権条例で支援する事業化のため、飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会を実施しました。
- ② 太陽エネルギー利用機器の設置補助を行い、太陽光発電設備 201 件、蓄電システム 20 件（太陽光発電設備と同時設置を含む）、太陽熱温水器 21 件の設置に対する補助金の交付を行いました。
- ③ 公共施設への木質バイオマス活用機器の導入として、市内の小中学校に9台、市役所庁舎に1台、合計 10 台のペレットストーブの導入を行いました。
- ④ 市民への木質バイオマス活用機器導入の支援として、ペレットストーブ4台、薪ストーブ 16 台の助成を行いました。
- ⑤ かみむら小水力(株)が進める小沢川小水力発電事業の許認可取得に係る業務支援を継続的に行い、地域環境権条例により、地域公共再生可能エネルギー活用事業として認定しました。

【課題】

- ① 太陽光発電設備の普及率の伸びが鈍化傾向にあるため、普及促進のための新たな取組が必要となります。
- ② 個人向けのペレットストーブ導入促進のため、助成制度の周知方法の検討が必要です。
- ③ 伊賀良井マイクロ水力事業は、地域環境権条例認定後も安定的に事業が継続できるよう検討を進めていきます。
- ④ 小沢川水力発電事業は、会社が実施する詳細設計と発電所建設に必要な許認可の取得に向けた協議について引き続き支援していく必要があります。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- イ No.151 もりのエネルギー利用推進事業
- ウ No.152 新エネルギー推進リーディング事業
- エ No.153 おひさまのエネルギー利用推進事業

基本的方向1-2 環境にやさしい交通社会の形成

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 市民の環境意識の高まりや、ランニングコスト等の金銭的なインセンティブ等から、より多くの市民が次世代自動車を選択しています。
- イ 公共交通は、環境意識の高まりや利便性の向上、地域の実情に即した公共交通空白地域の解消への取り組みなどから、僅かずつではありますが利用者が増えています。また、リニア中央新幹線開通に向けた効果的な公共交通との接続の研究や、既存公共交通の新たな活用方法などの研究も進んでいます。
- ウ 自転車市民共同利用システムによる電動アシスト自転車、スポーツバイクの乗車体験から、徐々に自転車の利用者が増えています。また、生活していく上で健康寿命が現在以上に重要な要素として位置づけられ、ロコモティブシンドローム等の考え方が浸透し、利用者が増え始めています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 次世代自動車を選択する市民を増やしていくための情報収集、情報提供およびインセンティブの研究を行う。	◎ 実施中
② 継続したノーマイカー通勤運動の展開や公共交通への乗り換えを促進する。	◎ 実施中
③ 市と地域ぐるみ環境 ISO 研究会が連携し、ノーマイカー運動を広く市民参加の取り組みとなるよう検討する。	◎ 実施中
④ 公共交通の利便性の向上による利用促進に取り組む。	○ 実施中
⑤ 自転車市民共同利用システムの運営および新規利用者の掘り起こしを行う。	○ 実施中
⑥ リニア駅周辺整備検討会議を軸とした公共交通のあり方などを検討する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 「地域ぐるみ環境ISO研究会」が地球温暖化防止に向けて取り組んでいるノーマイカー一斉行動を支援し、事業所・市民・行政が一体となり、地域ぐるみで温室効果ガスの削減への取り組みを行いました。
- ② 低炭素な交通手段への転換を目的とした、自転車市民共同利用システムの運営を行い、ジテツプロジェクトの利用者増進を図る取組を実施しました。
- ③ 飯田市地域公共交通改善市民会議を開催し、バス・乗合タクシーの停留所新設、利用促進について協議しました。
- ④ 地区民生児童委員協議会や高齢者クラブに出向いて乗合タクシーの利用方法等の説明を行い、利用促進に取り組みました。

【課題】

- ① 自転車市民共同利用システムによる自転車の貸出しは、車両のメンテナンスにかかる期間が増えた影響で、昨年度に比べ利用距離が減少しました。長期貸出し事業は、自転車の利用距離を伸ばすことに貢献していますが、自転車市民共同利用システムの周知及び効率的な貸出し方法の検討が必要です。
- ② バス利用者が前年度比 1.2%（年間延べ 4,569 人）減少、乗合タクシー利用者が 7.9%（年間延べ 1,844 人）減少しています。引き続き、地域公共交通の周知を行い、利用促進を図ります。
- ③ 電気自動車等、次世代自動車の普及のあり方について、検討していく必要があります。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.34 交通体系整備事業
- イ No.149 ISO14001 推進事業
- ウ No.154 環境にやさしい交通社会形成事業

基本的方向 1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 電力システム改革の第3段階を迎え、発送電分離が実現しています。また、再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取期間終了を迎える設備が順次発生するため、再生可能エネルギー産業の再構築や低炭素電源が市場の中で適切に評価される取引制度が創出されています。その他、再生可能エネルギー熱を中心としたシステムの構築も検討がなされています。
- イ 市内企業の創エネルギーの積極的な取り組みと、環境と経営にやさしい省エネルギーの推進がなされ、市内の産業界全体が、グリーン経済の推進により地域経済が活性化されています。
- ウ 平成31(2019)年度までに、国が新しい省エネルギー制度評価を構築し、中小企業の省エネルギーへの取り組み支援や機器のトプランナー制度の拡充、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を含む建築物の省エネルギー化を徹底的に進めています。
- エ 市内の事業者、市民がトプランナー機器などを活用した省エネルギーに積極的に取り組み、グリーン経済が推進されています。特にZEHについては、飯田市版ZEHモデルが開発され、中心市街地の低炭素化も含めて、実証的に導入され始め、支援策もスタートしています。
- オ リニア駅周辺整備やリニア中央新幹線開通に伴う新たな街区開発において、低炭素エネルギー需給システムや低炭素機能を取り入れた交通体系を柱の一つにする低炭素街区の計画が策定されています。
- カ 排出権取引を見据えた渋谷区との協働による温暖化対策とそれに伴う地域間交流が活発に行われています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① グリーン経済の推進 ・事業活動における環境負荷低減のための設備改修の実施により、企業経営の安定化を図る。 ・地域環境権条例を軸とした再生可能エネルギーによるコミュニティビジネスを醸成し、環境産業の創設に繋げる。	○ 実施中
② 省エネルギー住宅の研究と普及 ・産官学の研究により、省エネルギー住宅の飯田独自仕様の構築及び流通方法を検討する。 ・上記の省エネルギー住宅普及促進のため、総合的な仕組みづくりの構築について検討する。	◎ 実施中
③ リニア駅周辺における低炭素化の推進 ・リニア中央新幹線の整備に伴い、リニア駅周辺整備の低炭素化を実現するためのエリアエネルギーマネジメント導入の検討を行う。 ・再生可能な熱エネルギーを中心とした熱供給システムについても研究を進める。	◎ 実施中
④ 中心市街地低炭素街区研究 ・今までの研究成果も含め、ZEB、ZEHを含む建築物の省エネルギー化を推進する。	○ 実施中
⑤ 排出権取引の推進(渋谷区との交流) ・将来的な温室効果ガスの排出権取引も視野に入れ、渋谷区との地域間交流を活発化させる。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況

【取り組み状況】

- ① 日本都市計画学会を母体とした有識者と地元若手建築士、飯田市の職員による「低炭素都市づくりとエネルギー対策の推進に関する自治体支援プログラム」により、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）の飯田モデルの検討を進めました。
- ② 省エネ住宅の普及及び面的エネルギー街区の創出に向けた先進事例視察を行いました。
- ③ 森林吸収源を生かした地域間交流の推進として、渋谷区とのみどりの環交流を夏と秋に2回行い、計70名の参加がありました。
- ④ 低炭素な駅周辺整備のためのリニア駅周辺エネルギー自立可能性調査を行いました。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.46 リニア駅周辺整備事業
- イ No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- ウ No.151 もりのエネルギー利用推進事業
- エ No.155 省エネルギー推進事業
- オ No.206 起業家育成支援事業
- カ No.207 中小企業金融対策事業

基本的方向 1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 市内の、電気、熱の需要および供給状況や、現況の建物や工場などのエネルギー使用状況と未利用エネルギー賦存量の調査を行い、地域エネルギーマップが作成されています。
- イ 太陽光、水力、バイオマス等の各賦存量調査を行い、地域内での再生可能エネルギー導入可能性を把握しています。
- ウ 地域に賦存する未利用エネルギー量や再生可能エネルギー量の把握結果に基づき、将来的な活用方針が策定されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 未利用エネルギー等についての情報を収集する。	○ 実施中
② 既存のエネルギーシステムとの複合的なエネルギー供給や需給インフラを踏まえた未利用エネルギー利用のあり方などを研究する。	○ 実施中
③ 飯田市で有効な未利用エネルギーの賦存量調査とその見える化(地域エネルギーマップ作成など)の調査、研究を行う。	○ 実施中
④ 公共施設の改修などの機会をとらえた有効な未利用エネルギー普及に向けた先導的な実証のための取り組みを推進する。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況

【取り組み状況】

- ① 日本都市計画学会共同で市内 3,000 m²以上の建物へエネルギー実態調査を行いました。
- ② 面的なエネルギーマネジメントの知見等を得るため、街づくりエネルギーマネジメント推進協議会へ加入し、活動を行いました。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.151 もりのエネルギー利用推進事業
- イ No.152 新エネルギー推進リーディング事業
- ウ No.153 おひさまのエネルギー利用推進事業
- エ No.155 省エネルギー推進事業

基本的方向2 エコな「ライフ&ワーク」スタイルの推進

私たちは、自らの生活が、自然や環境にマイナスの影響を与えているということを認識して、水やガス、電気などの資源やエネルギーを使いすぎたり、まだ使える物を簡単に捨てたり、不要なものを買うことを止めるなど、これ以上環境問題を深刻化させないために、環境への負荷を低減する取組みを実践することが重要です。このような、日常生活や事業活動を見直して、環境に配慮した行動へ変革するのがエコなライフ&ワークです。地球温暖化防止のために再生可能エネルギーを効率よく利用することや、エネルギー全般の節約を日常生活や事業活動の中で推進し、習慣化することで、社会資本を含めた低炭素化に取り組むことが必要です。そのためにも、継続的に事業活動や市民生活の中で、環境を意識した行動へ変換する取組みに対する支援策も含めた仕組みづくりが求められています。

●基本的方向2の具体的な取組み

2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進

- 省エネルギー住宅の普及啓発
- エコライフの普及啓発
- 環境拠点の運営
- 雨水の有効利用の促進

2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進

- 地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動推進
- 環境マネジメントシステムの運用・推進
- 雨水の有効利用の促進

2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進

- 学校のいいむす 21・保育園のいいむす 21 の運用・推進
- 雨水の有効利用の促進

2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進

- 市民活動への支援と協働

●基本的方向2の目的の達成度を表す指標の達成状況

指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	平成 32 年度	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 実績	達成 状況
1	飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量※1	t-CO ₂	602,522	677,900 (H28)	709,918 (H28)	△
2	再生可能エネルギー利用等による温室効果ガスの削減量	t-CO ₂	28,430	26,089	30,686	◎
3	市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合	%	25.76	23.77	28.62	◎
4	環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合	%	100.0	90.4	86.3	△
5	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数	所	225	210	208	△
6	一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量	t-CO ₂	3.06	3.43	3.78	△
7	飯田市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量	t-CO ₂	4,288	10,72	18,12	◎

◎：目標以上の達成

○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

※1 温室効果ガスの排出量は、1年遅れでの算出となる

基本的方向1と同様の指標であるため、グラフは省略

●基本的方向2の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 建築関係業者の環境配慮型住宅に対する知識や技術がさらに高まり、省エネルギー住宅の普及に向けた取り組みが広く展開されています。
- イ 環境問題への関心が高まり、省エネルギーを意識したライフスタイルに変化しています。節電、節水、エコドライブ、リサイクルの徹底など、環境を意識した日常生活が習慣化されています。
- ウ 「りんご並木のエコハウス」の来場者に、エコハウスのメリットを直接体験してもらうことで、環境配慮型住宅の普及に繋げるとともに、低炭素なまちづくりの重要性が浸透しています。
- エ 「旧飯田測候所」が環境教育の拠点として、環境人材を育成し、環境に関する情報を発信しています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 「りんご並木のエコハウス」などを活用し、省エネルギー住宅の普及啓発を行う。	◎ 実施中
② 省エネルギー、節水、節電など環境負荷低減活動を推進し、その成果の見える化と把握方法について研究する。	○ 実施中
③ 「旧飯田測候所」を活用した環境関連の学習やセミナーなどを行う。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中
 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活における低炭素活動の普及を図るため、エコハウスを運営し、エコカフェ事業、エコライフコーディネーターによる啓発事業などを行いました。 ② 旧飯田測候所を適切に管理し、環境教育の拠点となる事業及び地域と協働したコミュニティ活動を創出するよう運営を行いました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エコハウスの来場者数が減少傾向にあるため、増加させるための取り組みが必要です。 ② 「旧飯田測候所」は、施設の老朽化などにより修繕を必要とする箇所があることが課題となっています。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- イ No.155 省エネルギー推進事業
- ウ No.156 エコライフ啓発普及事業
- エ No.157 旧飯田測候所活用事業

基本的方向 2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア ISO 14001 や地域独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」などに取り組む事業所数が、現在より増えています。
- イ 上記以外の事業所でも、「地域ぐるみ環境 ISO 研究会」などの呼びかけによるノーマイカー運動などの一斉行動などに取り組み、地域全体での環境改善活動が行われています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29 年度の進捗状況
① 地域内の事業所が、経営環境及び力量に応じた ISO 14001 や地域独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」などに取り組む。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 29 年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

南信州いいむす 21 の全面改正作業を行うため、地域ぐるみ環境 ISO 研究会でプロジェクトチームを発足させ進めました。環境マネジメントシステムをこの地域で普及させていくためにも、よりわかりやすく、かつ環境パフォーマンスが上がる内容となるよう、全体会議 8 回、部門別会議 19 回開催し、平成 30 年 9 月のリリースに向けて準備を進めてきました。

【課題】

新たにに取り組む事業所の創出に向けて、呼びかけ及び PR が必要です。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.149 ISO14001 推進事業

基本的方向2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 市内の小中学校において運用されている「学校のいいむす 21」、公立保育園において運用されている「保育園のいいむす 21」が、さらに教育に特化し運用しやすいよう、システム改善が進んでいます。それを基に、私立の保育園、幼稚園においても環境改善活動の輪が広がっています。
- イ 南信州地域の高校全8校で「南信州いいむす 21」が運用され、高校における環境改善活動の輪が広がっています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① ・「保育園のいいむす 21」及び「学校のいいむす 21」に取り組む施設または組織の拡大と、システムの定着を目指す。 ・上記のシステムをISO 14001の2015年版規格改訂に合わせ、対象者及び施設の特異性を踏まえながら、システムの改善を検討する。	◎ 実施中

- ◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中
△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

<p>【取り組み状況】</p> <p>南信州いいむす 21 の規格改正作業を行いました。</p> <p>【課題】</p> <p>① 改正した南信州いいむす 21 のリリース及び説明と、学校等の実情に対応した新たないいむす 21 の構築が必要です。また、試行を行い、さらにブラッシュアップして行くことで、取り組みやすいものとする必要があります。</p> <p>② 高校や短大でも取り組めるように協議を進めるとともに、実情に合った「高校版いいむす 21」「短大版いいむす 21」を構築するとともに、「保育園のいいむす 21」「学校のいいむす 21」の改正を行います。</p>

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.149 ISO14001 推進事業

基本的方向2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア まちづくり委員会による各地域での環境啓発活動と、各種団体などによる実践的な環境負荷軽減活動との協働により、地域に根差した意識啓発が行われています。
- イ 一般家庭に導入しやすく効果の高い取組みなどの情報が共有され、環境負荷低減活動に対する市民の意識が向上し、行動に結びついています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 日常生活において、幅広い環境負荷低減活動が行えるよう各種団体が集い交流する場を創出し、市民への普及啓発を協働して取り組む。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況と課題

【取り組み状況】

実践的な環境負荷軽減活動として水辺等美化活動事業（河川清掃事業）を実施しました。

【課題】

河川清掃参加者の高齢化とそれによる重大事故が危惧されるため、無理のない作業をしていただくように各地区へ依頼を行います。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.142 環境衛生事業
- イ No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- ウ No.156 エコライフ啓発普及事業
- エ No.157 旧飯田測候所活用事業
- オ No.159 3R推進事業

基本的方向 3 気候変動への適応

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことを「緩和」と言います。省エネルギーの取組みや、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギーの普及、植物による二酸化炭素の吸収源増加などが挙げられます。

これに対して、既に起こりつつある気候変動による影響への防止や軽減のための備えと、新しい気候条件を活用することを「適応」と言います。影響の軽減をはじめ、リスクの回避・分散・需要と、機会の利用を踏まえた対策のことで、渇水対策や農作物の新種の開発や、熱中症の早期警告インフラ整備などが例として挙げられます。

気候変動による影響は既に各分野で現れており、それぞれの対応策を強化すると同時に、最新の研究成果を活用して、将来の気候変動によるリスクを評価しながら、地域性と合致した中長期的な適応策を検討することが求められています。

●基本的方向 3 の具体的な取組み

3-1 気候変動への「適応」に関する研究

- 気候変動に関する情報収集

3-2 環境情報の適切な提供

- 温暖化対策のための外部機関との協働
- 環境モデル都市行動計画管理・報告
- 環境モデル都市としての情報発信
- 温室効果ガスの排出量の把握

●基本的方向 3 の目的の達成度を表す指標の達成状況

基本的方向 3 では、活動内容や実績を重視し、管理指標は設定しません。

●基本的方向 3 の具体的な取組みの実施状況

基本的方向 3-1 気候変動への「適応」に関する研究

(1) 計画期間中の取組み目標

- ア 飯田市における気候変動による影響について、県の取組みと連携できる体制を整え、情報収集を行い、整備されています。
- イ 県の「信州・気候変動モニタリングネットワーク」から得られる気候変動の影響予測を、企業、大学、県などで構成する「信州・気候変動適応プラットフォーム」に提供し、各分野への影響について、産学官連携して気候変動の被害を抑える技術開発の検討を進めています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 県などと協働して、気候変動に関する情報収集や、環境チェッカーによる調査結果などから動植物に関する情報を収集する。	○ 実施中
② 市内での多様な主体の協働によるモニタリング体制を構築し、情報収集や分析による科学的知見の集積を行う。	○ 実施中
③ 飯田市版「気候変動適応計画」(仮称)の策定に向けた方向性の検討を行い、飯田市の各種計画の策定時や改訂時に「適応」の視点を導入する。	○ 実施中
④ 研究機関などと連携し、適応策の研究に着手する。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

<p>【取り組み状況】 環境未来都市推進会議及び中部環境先進5市会議、環境首都創造フォーラム、環境自治体会議、イクレイ（持続可能性を目指す自治体協議会）へ参加し、各自治体が取り組む適応策の事例について情報収集を行いました。</p> <p>【課題】 今後は県や周辺自治体の進捗を見ながら、気候変動適応法への対応についても、検討を重ねていきます。</p>

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業

基本的方向3-2 環境情報の適切な提供

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 緩和策と適応策の一体的な温暖化対策について、情報を整理し発信しています。
- イ 各種環境情報をわかりやすく整理し、環境教育や生涯学習の場でも学習教材として活用しています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 気候変動に関する情報の適時適切な発信と啓発を行う。	○ 実施中
② 温室効果ガスの排出量の把握分析に取り組む。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況

【取り組み状況】

- ① 飯田市環境基本条例に基づき、年度報告書である平成29年度環境レポートを作成し公表しました。
- ② 環境政策を専用ホームページや視察等の受け入れを通じて全国に発信しました。
- ③ 市域のCO2排出調査により進行管理を行いました。
- ④ 適応策の今後の展開について、県や他の地方公共団体の進捗をみながら、情報収集及び意識啓発について検討を進めています。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.145 環境保全推進事業
- イ No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業

政策 2 循環型社会の形成

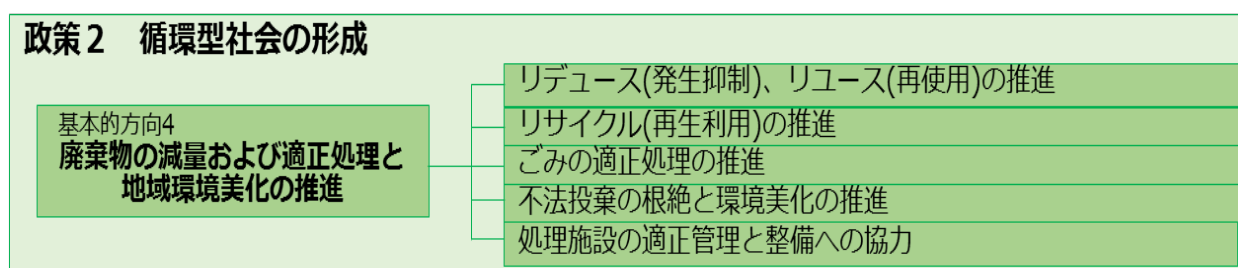
「循環型社会」とは、「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用」、「適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、依然として最終処分場のひっ迫に影響を及ぼすなど廃棄物処理を取り巻く状況は厳しさを増しています。

さらに、廃棄物処理は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

このような状況から、ごみ処理に伴う生活環境への負担の低減に資するため、廃棄物等の発生量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進を強力に進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」へと移行していく必要があります。

政策 2 の体系図



基本的方向 4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進

我が国は、時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法律の制定や改正などを行い、地方自治体、民間事業者、住民などと協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進してきました。しかし、法整備がなされてきた現代社会においても、高度成長期から続く大量消費、買い過ぎ、作り過ぎや食べ残しなどによる過剰なごみが排出されていること、まだ使えるものがごみとして捨てられていること、再生利用できるものの一部がごみとして排出されていることなど、一部の不適正な排出により必要以上のごみを処理していることから、ごみ処理費用の増加をはじめ、環境への負荷が発生しています。

3Rの推進により廃棄物となるごみを減量するとともに、廃棄物となったごみを適正に処理し、最終的に処分するごみの量を減らしていくことが求められています。

一方、環境美化活動は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組みであり、広い意味では、地球の温暖化防止や自然環境の保護などにもつながる身近で幅広い取組みといえます。

今後も、多様な主体による環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境づくりをしていくことで、ポイ捨てや不法投棄の根絶をはじめ、地域における環境美化意識の醸成やごみのないきれいなまちの実現を目指していく必要があります。

●基本的方向 4 の具体的な取り組み

4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

- 2Rの啓発 ● レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施 ● 事業系一般廃棄物の減量化 ● 生ごみ処理機器の購入費の補助

4-2 リサイクル（再生利用）の推進

- リサイクルの啓発 ● 資源ごみの収集運搬と処理 ● 容器包装廃棄物の収集運搬と処理
- リサイクルステーションの管理運営 ● 資源回収団体への補助金の交付

4-3 ごみの適正処理の推進

- ごみの適正排出の啓発 ● ごみの収集運搬 ● ごみ集積所の管理運営 ● 粗大ごみの戸別収集
- ごみ処理費用負担制度の運用

4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

- ポイ捨て等を防止するための啓発 ● ごみゼロ運動の実施 ● 環境美化指導員及び不法投棄パトロール員による巡視活動
- 地域環境美化推進事業補助金の交付 ● 地域環境美化活動への支援

4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

- 一般廃棄物最終処分場の管理・運営 ● 稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力

●基本的方向 4 の目的の達成度を表す指標の達成状況

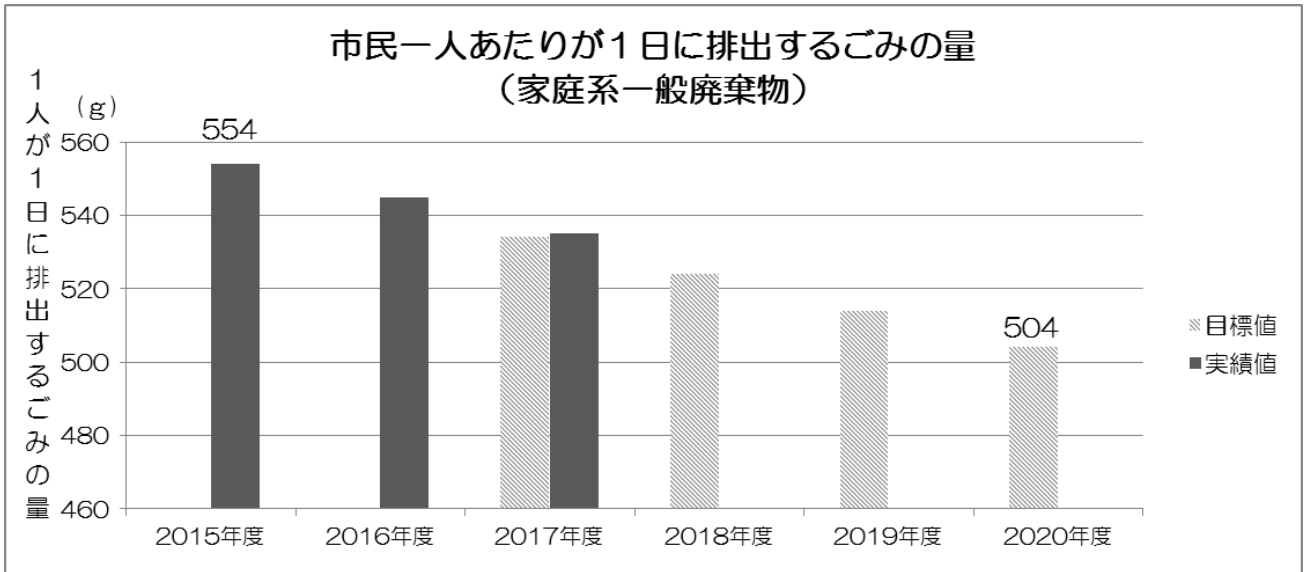
指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	平成 32 年度	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 実績	達成状況
8	市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系一般廃棄物)	g	504	534	535	△
9	環境美化活動に取り組んだ市民等(地域、事業所、団体、市民)の割合	%	33.3	33.3	30.7	△

◎：目標以上の達成

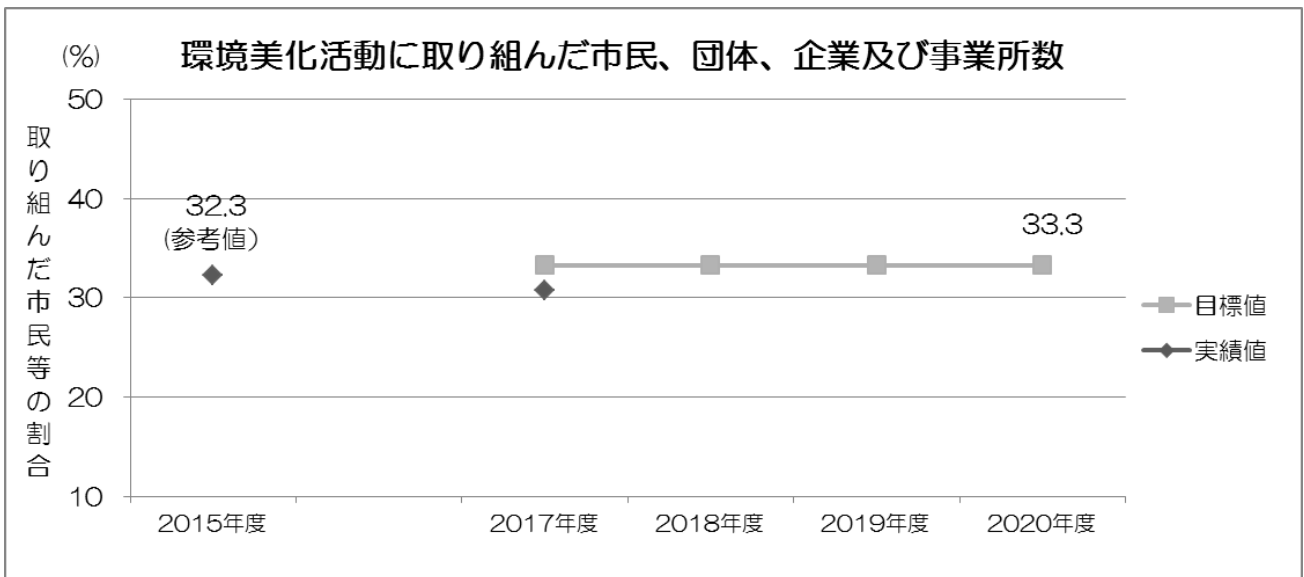
○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向

×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向



2017年度における市民1人あたりが1日に排出するごみの量は535グラムで、前年度対比10グラムの減少となりました。目標値の534グラムには僅かに及びませんでした。市民によるごみ減量に向けた取り組みが進んだことが見受けられます。



2015年度中にごみゼロ運動や地域の環境美化活動に参加した市民や各地域団体の人数は32,854人で、人口の32.3%に達しました。この数値を基に、事業者や団体に属して環境美化活動に取り組む人の数（見込み）を加えた上で、人口の3割（3人に1人）が環境美化活動に取り組んでいる地域を目指して2017年度以降の目標値が設定されています。2017年度は30.7%となり、環境美化活動への参加者の割合が減少しています。

●基本的方向4の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組みが行われるようになっています。
- イ 使い捨て製品や過剰包装は、ごみの排出量を増やす原因であることを認識する市民が増え、ごみの発生量の抑制について考える社会になっています。
- ウ まだ使えるものは長く使用しようとするが見直されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① リデュース(発生抑制)及びリユース(再使用)の啓発を行う。	◎ 実施中
② マイバック持参運動の実施によるレジ袋の発生を抑制する。	○ 実施中
③ 家庭における食品ロスの削減に関する啓発を行う。	◎ 実施中
④ 生ごみ処理機器を活用した家庭生ごみの堆肥化や減量化を促進する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況

<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の広報誌等で、リデュース、リユース及び食品ロス削減の啓発を行いました。 ② マイバック持参の店頭啓発活動を、市内店舗と協力して行いました。 ③ 生ごみ処理機器を購入した世帯に対し、97件の補助を行いました。
--

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.159 3R推進事業

基本的方向4-2 リサイクル（再生利用）の推進

（1）計画期間中の取り組み目標

- ア 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取り組みが行われるよう変化しています。
- イ 廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル(再生利用)可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を選択する機会が増え、リサイクル(再生利用)を意識した上で、ごみが処理される社会が形成されています。

（2）取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 不要となったプラスチック製容器包装、ガラスびんやペットボトル、金属や紙などの資源を収集し、再生利用を行う。	◎ 実施中
② 3Rの推進や廃棄物の減量に関する啓発を行う。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

（3）平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 容器包装リサイクル法に基づき、再生利用可能な資源の収集運搬を実施しました。
- ② 広報いいだ、ごみリサイクルカレンダー等で、資源ごみの適正な分別と排出方法を周知しました。
- ③ 資源物回収団体からの38件の補助金申請に対応し、支援を行いました。

【課題】

リサイクル対象品目への一層の分別促進を行い、「燃やすごみ」「埋立ごみ」の減量推進が課題です。

（4）対応する事務事業（資料編参照）

No.159 3R推進事業

基本的方向4-3 ごみの適正処理の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

適正なごみの分別と排出が浸透するなか、発生したごみが環境に配慮しながら適正に処理されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 3Rの推進及び廃棄物の減量化、適正な排出のための啓発活動を実施する。	◎ 実施中
② 着実なごみの収集運搬を実施する。	◎ 実施中
③ ごみ処理費用負担制度を適切に運用する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 稲葉クリーンセンターへの移行に伴い、ごみの分別区分を大きく変更しました。
- ② ごみ分別の変更内容の周知のため、H29.9月～3月分のごみリサイクルカレンダー、ごみ出しガイドブックを作成し、配布しました。
- ③ 各地区で開催されたごみの分別学習会などに出向いて説明を行いました。
- ④ 稲葉クリーンセンター稼働に伴い、集積所管理、ごみ回収ルートなどを見直し、ごみ収集の最適化を図りました。
- ⑤ 広域連合による燃やすごみ袋の規格変更に合わせて、その他の指定ごみ袋を変更しました。
- ⑥ 粗大ごみの戸別収集事業の回収対象に、リサイクル家電4品目を新たに加え、排出困難者への利便性を高めました。

【課題】

家庭からの廃棄物の排出に際し、引き続き適正に排出されるよう啓発を行うとともに、排出の利便性の向上が必要です。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.142 環境衛生事業
- イ No.161 ごみ適正処理事業

基本的方向4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

ポイ捨てや不法投棄をされない環境づくりを目指し、多くの市民などが積極的に環境美化活動に取り組んでいます。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 不法投棄パトロール員や環境美化指導員による不法投棄パトロールを実施する。	◎ 実施中
② 多様な主体による不法投棄防止のための取組みを支援する。	◎ 実施中
③ ごみゼロ運動をはじめとする環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境をつくる。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 春と秋に全市一斉行動日を設けて、道路等のごみ拾いを行い地域の美化活動を実施しました。子供にも参加を呼びかけて大人と一緒に取組みました。
- ② 市内20地区に1名ずつ飯田市不法投棄パトロール員を委嘱し、地区内の環境美化重点路線を中心に不法投棄の監視活動を行いました。
- ③ 各地区まちづくり委員会によるごみ分別に係る啓発、不法投棄物の回収、不法投棄防止施設の整備等に対して補助金を交付し、その活動を支援しました。

【課題】

粘り強く不法投棄防止への取り組み、啓発を続けていくことが大切です。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.160 地域環境美化推進事業

基本的方向4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

(1) 計画期間中の取り組み目標

受け入れたごみが環境に配慮する中で適正に処理されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 飯田市最終処分場を適正に管理し継続的に運営する。	◎ 実施中
② 新たなごみ焼却処理施設(稲葉クリーンセンター)の整備と運営に対して協力する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

9月の稲葉クリーンセンター稼働に伴い、燃やすごみと埋立ごみの分別内容が変更となりました。

【課題】

燃やすごみに変更になった品目が、埋め立てごみに混入されているケースも見受けられるため、より一層の周知・啓発が必要です。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.162 最終処分場管理事業

政策3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全

様々な生きものが互いに「つながり」あい、「バランス」をとりながら生きていることが「生物多様性」です。地球上には知られているだけで約 175 万種、未知のものを含めると 500~1,000 万種の生物が生息していると考えられています。まさに「種の多様性(=いろいろな生きものがいること)」です。

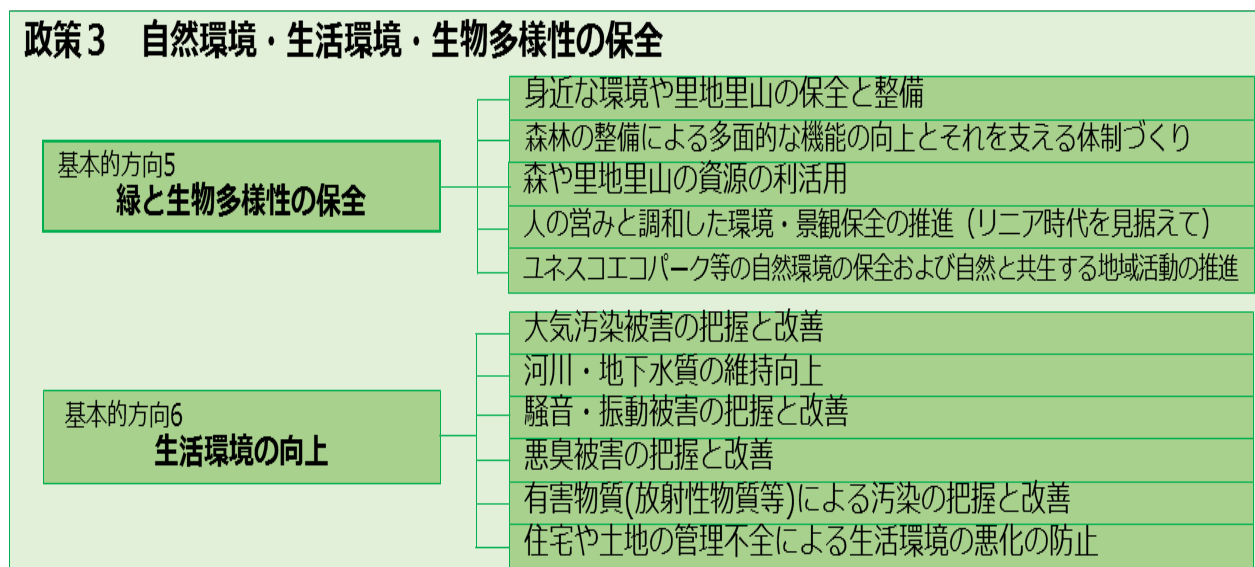
生物多様性の概念には、生きものたちが様々なつながりの中でバランスを取りながら、過去から未来に向けて絶滅と進化を繰り返している状態を含んでいます。人間も生きものをつながりの一員であり、生物多様性からの恵み(生態系サービス)を受けて生きているため、生物多様性は人間社会と密接に関係していると考えられています。

生物多様性を保全するためには、森林や里山が適切に管理され、人と自然の良好な関係が保たれること、持続可能な維持管理体制が確立していることが求められています。

また、市内における水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等の発生状況について監視を続け、事案が発生したときには速やかに対策を講ずることで、良好な生活環境を守るように取り組んでいく必要があります。

これらを推進するために「緑と生物多様性の保全」と「生活環境の向上」の2つの基本的方向を設け、取組を進めています。

政策3の体系図



基本的方向 5 緑と生物多様性の保全

飯田市は、2,700mにもおよぶ大きな標高差、急峻な地形、持続的な利用を行ってきた里山、高山帯、亜高山帯、照葉樹林帯の存在など、多様な地形、植生帯、気候条件、利用形態により生み出された様々な環境を背景に、生物が多様に存在することが特徴であり、照葉樹林帯から高山帯に及び生物多様性が存在しています。

生物多様性の保全は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和が重要であり、保護、保全だけでなく、自然と人間社会の共生に重点を置かなくてはなりません。そのために、南アルプスの核心地域や里地里山の保全、森林整備による多面的な機能保全、人々の営みと調和した景観形成など、多面的な政策に加えて、環境活動や教育を通じた環境保全意識の向上などの取り組みが必要です。

●基本的方向5の具体的な取り組み

5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備

- 身近な里地里山の保全や整備の推進
- 河川や水辺等の美化や維持管理の推進
- 市民との協働による身近な環境整備
- 外来生物・外来種への対策と生物多様性の保全
- 市民・企業・NPO等によるアダプトプログラムの普及

5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり

- 多面的な機能を向上するための森林整備の促進
- 治山や保安林指定による森林の保全
- 他地域や県との連携による森林整備
- 森林施業および管理のためのインフラ整備とその保全

5-3 森や里地里山の資源の利活用

- 搬出間伐による間伐材の供給とその体制の構築
- 飯田市産材を使った住宅の普及
- 市民が自然とふれあう機会や場の整備

5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)

- 住民主体による地域景観計画、景観育成住民協定等の推進

5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

- ユネスコエコパークをはじめとする自然豊かな現況を保ち、その魅力を発信
- 希少な野生動植物の保全と啓発

●基本的方向5の目的の達成度を表す指標の達成状況

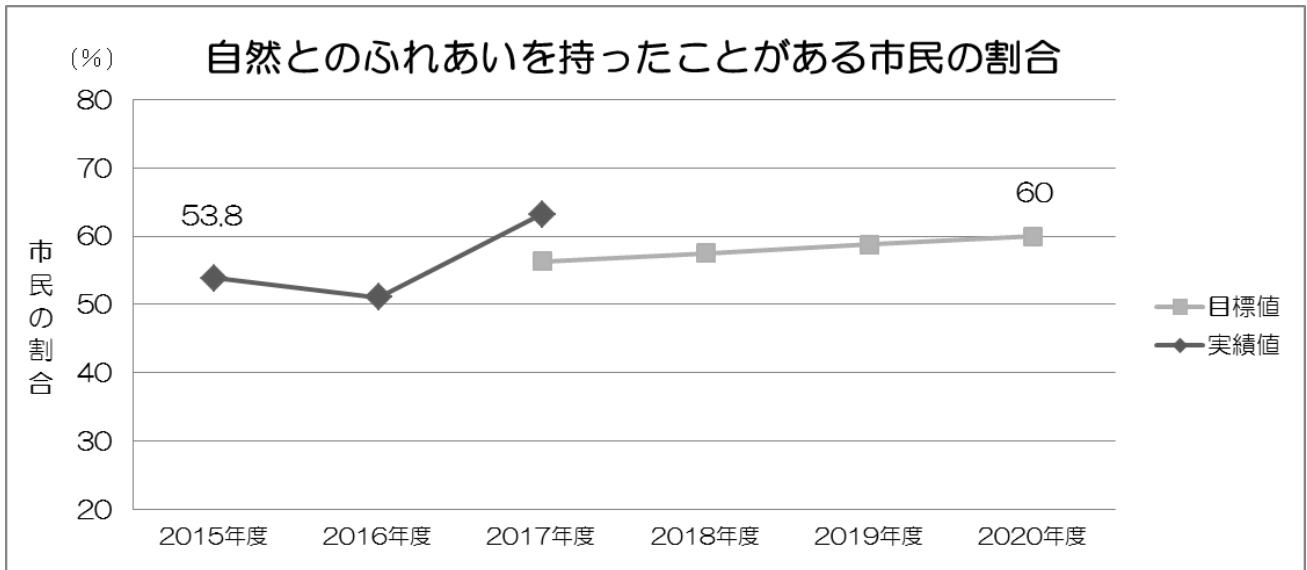
指標番号	目的の達成度を表す指標	単 位	平成 32 年度	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 実績	達成 状況
10	自然とのふれあいを持ったことがある市民の割合	%	60.0	56.3	63.2	◎
11	全市一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合	%	70.0	67.9	70.4	◎
12	森林面積(国有林を除く)	ha	40,392	40,392	40,361	△
13	森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積とその割合	ha	165.0	165.0	91.0	△
		%	45.0	45.0	21.8	△
14	ユネスコエコパークエリア内のニホンジカの駆除頭数	頭	850	850	1027	◎

◎：目標以上の達成

○：目標達成

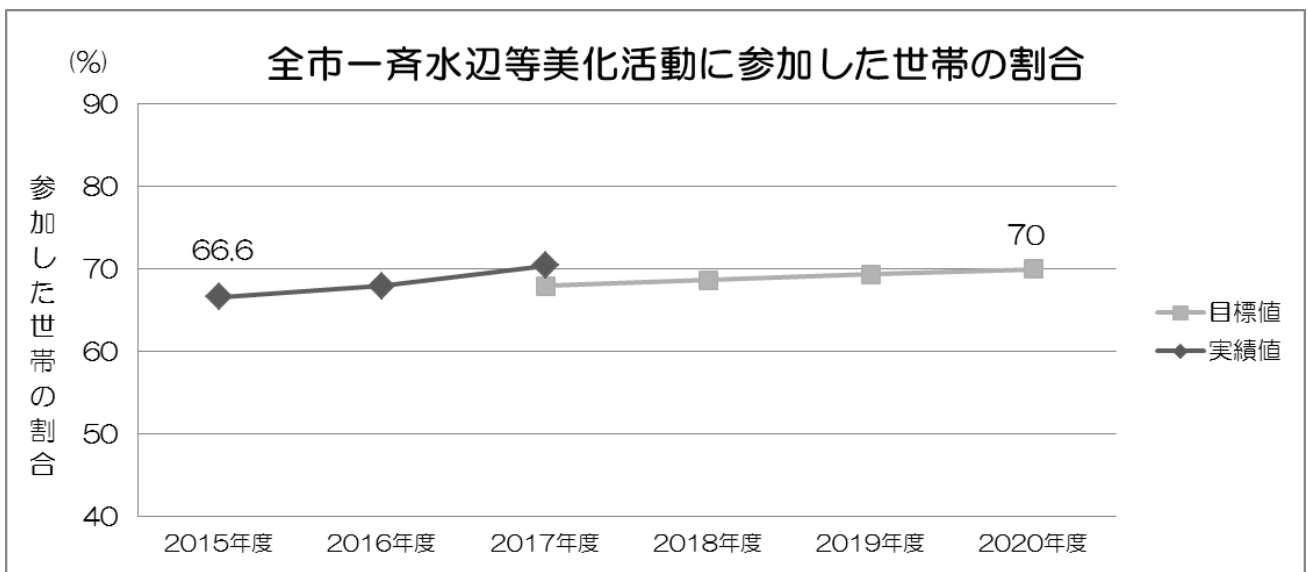
△：目標未達成だが上昇傾向

×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

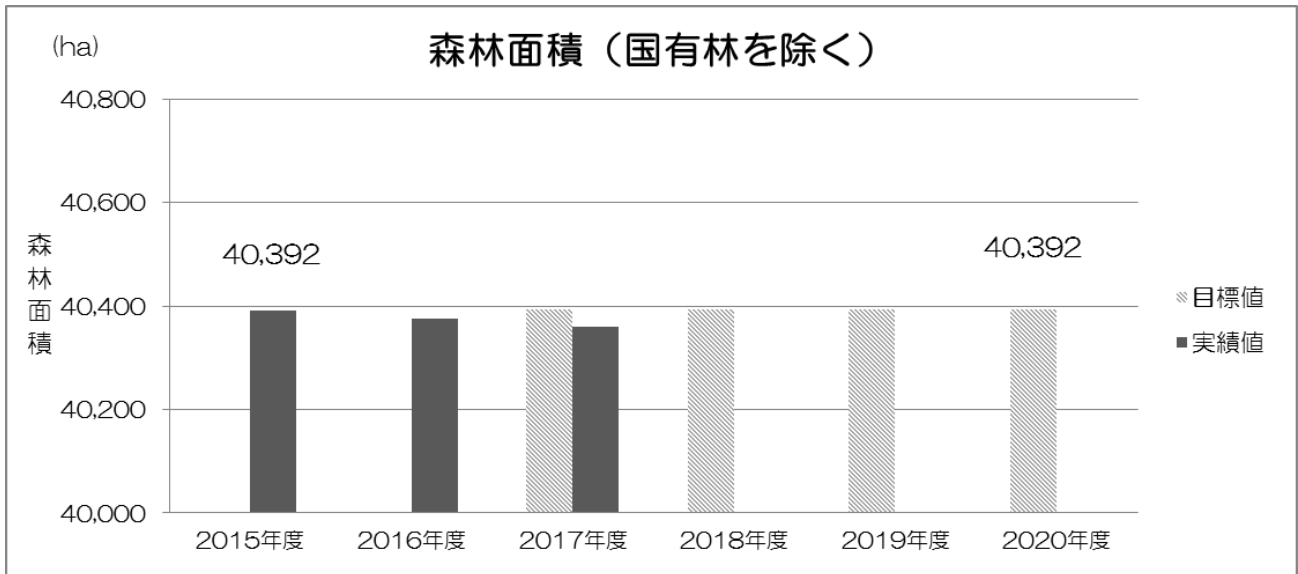


毎年、無作為抽出による市民アンケート調査を実施しており、その中で自然とのふれあい（キャンプ、ハイキング、ウォーキングなどの他、山菜採り、家庭菜園などの野外活動を含む）を行っているかの回答結果を示したものです。

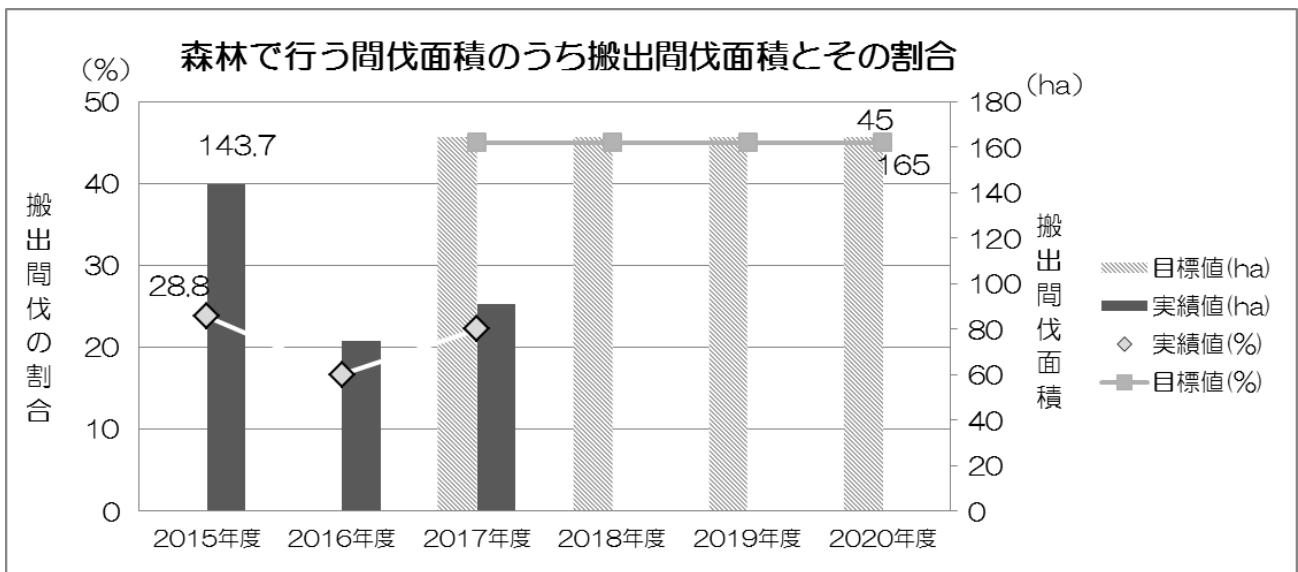
近年は50%程度で推移していましたが、2017年は目標値を63.2%となり、自然に親しむ野外活動を通じて、環境保全や様々な自然環境に関する知識の習得が進んでいると考えられます。



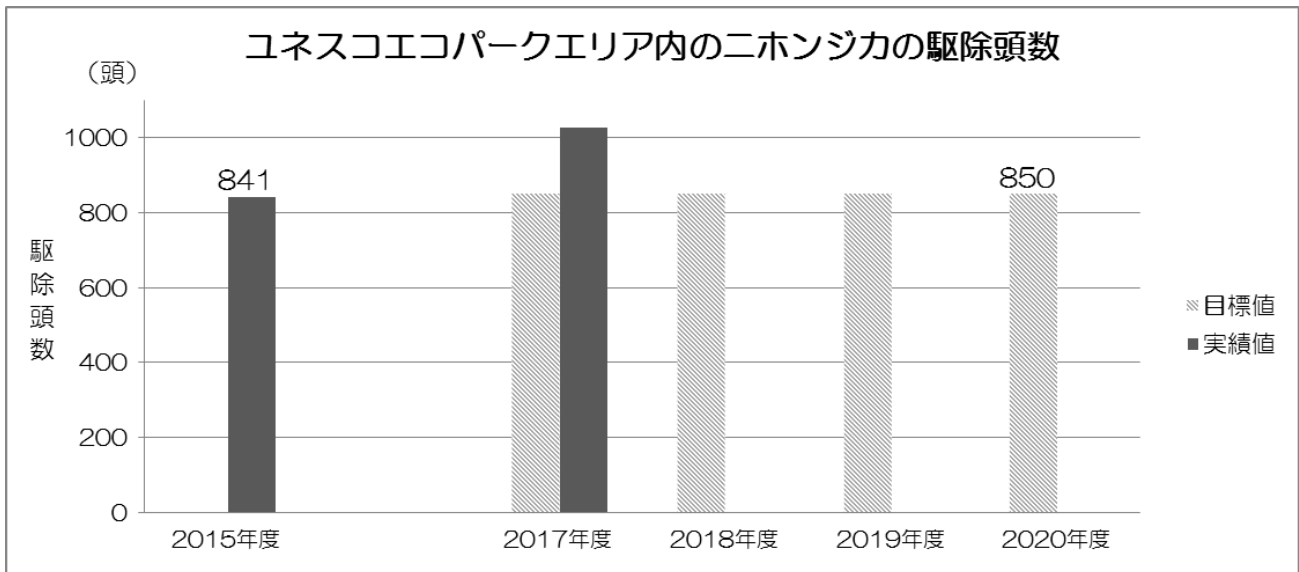
全市一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合は、目標値の67.69%を超える70.4%となりました。しかし、参加者が高齢化している傾向や地域での催しに参加する世帯が減少傾向にあることが伺えます。そのため、実施主体である地区に作業範囲や安全について配慮をお願いしながら、多世代が参加しやすくなる様、働きかけていく工夫等が必要と考えます。



森林面積は、2015年度から継続して非常に緩やかな微減傾向にあります。基本方針として、この面積を維持することを目標としています。また、市内に賦存している人工林は、8齢級（40年）以上経っている森林が90%以上となり、森林の高齢化が進んでいるため、早期の積極的な間伐等の森林施業が必要な状況にあります。



2017年度に実施された搬出間伐面積は、2015年度に比べると減少していますが、昨年と比較すると微増しています。しかし、搬出間伐面積及び間伐面積に占める搬出間伐の割合ともに、目標値を大幅に下回っているのが現状です。搬出間伐は、依然として搬出コストが高いという課題が残っており、持続的に間伐を実施し森林資源の有効利用を進めるためには、間伐材を搬出するためのコストよりも、搬出した間伐材が生み出す利益を大きくする必要があります。しかし、丸太材の価格が下降していることから、搬出コストを回収できない又は回収が難しい箇所が増加している状況が続いています。



猟友会員の高齢化および第一種免許保持の減少が予想されますが、増えすぎた二ホンジカに対する長野県の第二種特定鳥獣管理計画と歩調を合わせ、現状の駆除頭数を維持していきます。2017年度は飯田市鳥獣被害対策実施隊により目標の駆除頭数を上回る結果となりましたが、今後は経験年数の少ない捕獲者の技術向上と第一種免許保持者を確保する必要があります。

●基本的方向5の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 里山の価値が再認識され、適切な管理や利活用をする人が増え始めています。
- イ 身近な河川や公園、街路樹などが、地域住民の活動により良好に維持されています。
- ウ 農林業従事者自身が、環境保全や生物多様性への貢献に気づき、農業、林業に従事することに自信を持っています。
- エ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払などの事業を活用して、集落単位での適切な農地維持が行われ、地域の自然環境や良好な景観が維持されています。併せて、地域の話し合いにより、将来にわたり継続して活動するための体制づくりが行われています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 森林づくりにつながる市民活動を支援する。	◎ 実施中
② 全市一斉水辺等美化活動において、多くの市民が参加しやすいよう工夫して実施する。	◎ 実施中
③ 河川環境美化活動を支援する。	◎ 実施中
④ アメリカシロヒトリ対策として、地域での共同防除を支援する。	◎ 実施中
⑤ 街路管理事業や都市公園維持管理事業、県が行う風越公園維持管理事業や公園愛護会への助成による公園や街路樹などの適切な管理を行う。	◎ 実施中
⑥ 農業の有する多面的機能の維持管理や、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う環境保全型農業を支援する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

<p>【取り組み状況】</p> <p>① 森林（もり）の里親促進事業を通じ、企業と森林所有者等との交流を深め、森林整備を進めました。</p> <p>② 市民が自然と触れ合いながら、様々な体験を通して自然の大切さや木材利用、森林保全等の重要性を学ぶことができる環境づくりを進めました。</p> <p>③ 鳥獣被害対策実施隊員の活動を支援し、有害鳥獣捕獲活動を効率的・効果的に行い、農林業者の生産意欲等の低下に歯止めをかけ、農林業の振興を図りました。</p> <p>④ 水辺等美化活動事業（河川清掃事業）、アメリカシロヒトリ対策事業、死亡動物回収事業、公衆浴場設備改善事業を実施しました。</p> <p>⑤ 都市公園、その他公園における樹木の整枝・剪定・病害虫駆除を実施しました。</p> <p>⑥ 農地を維持・保全することを前提に、地域単位で水路の泥上や植栽等による農村環境活動、水路、農道などの補修や更新を行う12組織に対して、多面的機能支払交付金を交付し活動を支援しました。また、急傾斜地など農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続する17組織に対して、中山間地域等直接支払交付金を交付し活動を支援しました。</p>

【課題】

- ① 木材等の利用や森林に対する理解が進んでいない状況があります。森林づくりを支えるため、森林体験や環境活動等に取り組んでいる企業・団体・NPO・市民等、多様な主体と協働し、普及啓発活動や森林整備を進めていく必要があります。
- ② 飯田市鳥獣被害対策実施隊による捕獲の推進を図っており、人数は確保出来ていますが、銃器での捕獲許可者の高齢化が進んでいます。
- ③ 河川清掃の参加者の高齢化とそれによる重大事故が危惧されます。また、アメリカシロヒトリ機材の老朽化による不具合が懸念されます。
- ④ 公園維持管理事業として地元愛護会と連携して公園の維持管理を行っていますが、高齢化、住民減少などの理由により愛護会の活動が縮小しています。
- ⑤ 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金は、新たな活動組織が立ち上がっておらず、共同活動で農地を維持、活用する組織を増やすことが課題です。環境保全型農業直接支払交付金は、取組面積が減少しており、取組団体の構成員と取組面積を増やすことが課題です。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.198 森づくり市民活動支援事業
- イ No.192 森林病虫害対策事業
- ウ No.193 森林鳥獣被害対策事業
- エ No.146 環境汚染対策事業
- オ No.239 社会基盤維持管理事業
- カ No.252 公園維持管理事業
- キ No.173 日本型直接支払事業

基本的方向5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 計画的に適正な管理がされている森林が増加しています。
- イ 森林経営計画の策定および小規模な森林所有者の集約化と森林所有者情報の整備が進んでいます。
- ウ 水質保全を目的とした水道水源域森林の保安林指定が進み、水源が保全されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 森林経営計画の策定と集約化を支援する。	◎ 実施中
② 森林所有者情報を整備する。	◎ 実施中
③ 施業の集約化と団地化を支援する。	◎ 実施中
④ 路網等基盤整備を推進する。	◎ 実施中
⑤ 森林作業路網開設や既存路網整備を支援する。	◎ 実施中
⑥ 高性能林業機械の導入を支援する。	△ 実施停滞
⑦ 獣害防除、有害鳥獣被害対策を推進する。	◎ 実施中
⑧ 森林認証の活用を支援する。	○ 実施中
⑨ 林地残材供給システム確立を支援し、木質バイオマスの利用を促進する。	○ 実施中
⑩ 水道水源森林の保安林指定を推進する。	○ 実施中
⑪ 林業施業者の担い手を確保する。	△ 実施停滞

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 鳥獣被害対策実施隊員の活動を支援し、有害鳥獣捕獲活動を効率的・効果的に行い、農林業者の生産意欲等の低下に歯止めをかけ、農林業の振興を図りました。
- ② 森林の持つ多面的機能（水源の涵養、土砂流出の防備、保健休養等の役割）を発揮させるため、森林整備を行った市内の民有林（国有林を除く森林）を対象に、補助金を交付しました。
- ③ 民有林における間伐等の森林整備を計画的に促進するため、小規模な森林所有者の集約化を図り、森林所有者の同意の取り付けや森林現況調査等を行う森林組合等の林業事業者へ交付金を交付しました。
- ④ 飯田市の重要な水源地である松川入地区において、国が進めている民有林直轄治山事業を円滑に行うため、関連改良工事を実施しました。
- ⑤ 林道（延長161.7km）の維持補修工事、除草、除雪業務、保守点検など、林道機能の維持や通行の安全管理を行うことで、森林整備の推進や木材搬出経費の削減を図りました。

【課題】

- ① 飯田市鳥獣被害対策実施隊による捕獲の推進を図っており、人数は確保出来ていますが、銃器での捕獲許可者の高齢化が進んでいます。
- ② 林業労働者数の減少、財産区役員の担い手不足、森林所有者の意欲低下による山林放棄等が、森林の整備を進めるための課題となっています。
- ③ 民有林における間伐等の森林整備を計画的に促進するためには、小規模な森林所有者の集約化を図り、森林情報を的確に把握する必要がありますが、所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明な森林があり、計画的に進めるための課題となっています。
- ④ 林道未改良区間が多数あるため、降雨による崩落や落石倒木等が多く、林道通行者の安全確保が課題となっています。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.189 森づくり推進事業
- イ No.190 森林集約化事業
- ウ No.191 森林環境教育事業
- エ No.192 森林病虫害対策事業
- カ No.193 森林鳥獣被害対策事業
- キ No.194 林道管理事業
- ク No.195 林道整備事業
- ケ No.196 治山関連事業
- コ No.198 森づくり市民活動支援事業

基本的方向5-3 森や里地里山の資源の利活用

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 森林資源を利用する市民が増えています。
- イ 間伐材などを活用した木質バイオマス利用が活発になっています。
- ウ 公共施設や小売店舗などを中心に地元産材が活用されることにより、市民の目に触れる事例が増え、まちの木質化が進んでいます。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 公共建築物の木造化、木質化を積極的に実施する。	○ 実施中
② まちの木質化を検討し実施する。	△ 実施停滞
③ 飯田の木で家を建てるプロジェクト事業を推進する。	◎ 実施中
④ 地域の気候風土に適応した住宅の仕様についての研究を支援する。	◎ 実施中
⑤ 市民参加の促進とボランティアの育成を行うとともに、森林情報の発信を行う。	○ 実施中
⑥ 野底山森林公園の活用を支援する。	◎ 実施中
⑦ 「いいだ森林学校」で専門知識や技術を持った担い手を育成する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 森林関係者等の技術力の向上や森林ボランティアの養成など、森林づくりを進める担い手を育成するため、いいだ森林学校を開講し各種講座を実施しました。
- ② 市内の公共施設に、緑化木を配布することで、緑豊かな環境づくりを推進するとともに、児童による緑の少年団活動等を通じ、自然環境や森林づくりの重要性を理解できる、心豊かな人間性を育みました。
- ③ 飯田市産材を一定の割合以上使用して、住宅を新築及びリフォームした場合に、建築主、施工した市内の工務店・設計事務所に対して補助金を交付することで、木材自給率を高め、まちの木質化につなげました。

【課題】

- ① 木材等の利用や森林に対する理解が進んでいない状況があります。森林づくりを支えるため、森林体験や環境活動等に取り組んでいる企業・団体・NPO・市民等、多様な主体と協働し、普及啓発活動や森林整備を進めていく必要があります。
- ② 住宅を建てるには、多額の費用がかかり、使用する材も安価な外材や他地域の利用が多いのが現状であり、いかに木材産業振興のため地元産材の利用を進めるかが課題となっています。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.151 もりのエネルギー利用推進事業
- イ No.189 森づくり推進事業
- ウ No.191 森林環境教育事業
- エ No.192 森林病虫害対策事業
- オ No.193 森林鳥獣被害対策事業
- カ No.196 治山関連事業
- キ No.198 森づくり市民活動支援事業
- ク No.200 森林公園維持管理事業

基本的方向5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進（リニア時代を見据えて）

（1）計画期間中の取り組み目標

- ア 地域景観計画について検討が進められています。
- イ リニア駅およびその周辺における環境と景観育成の方向性が定まっています。

（2）取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 住民が主体となった地域景観計画を検討する。	◎ 実施中
② 飯田市景観計画の全体計画を適宜、的確に見直す。	◎ 実施中
③ 飯田市景観計画の全体計画に即した地域景観計画を策定する。	◎ 実施中
④ 景観育成住民協定の締結、申し合わせなどを定めた景観育成推進地区の指定など、地域の主体的な景観育成の取り組みを支援する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

（3）平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 平成30年1月1日に「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」や「第3次国土利用計画飯田市計画」の策定のほか、「都市計画道路の見直し」等の状況に応じ、これらの内容に即した土地利用基本方針の変更を行いました。
- ② 平成29年12月25日に「太陽光発電施設等の取扱い」、「最低敷地面積の制限の見直し」及び「屋外広告物禁止地域及び許可地域の区域の変更」に関する景観計画の変更などを行いました。またこれに関連する例規整備として、「土地利用調整条例」、「景観規則」及び「屋外広告物条例施行規則」の改正等を行いました。

【課題】

今後も社会情勢の変化等に対応した適正な土地利用と良好な景観の育成が図られるよう、適宜計画の見直しが必要です。

（4）対応する事務事業（資料編参照）

No.250 土地利用計画推進事業

基本的方向5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 遠山郷では、保全活動の担い手が育成され、希少動植物の生息地を保全する動きが高まっています。
- イ 関係者の協働により、市内の希少動植物の保全が進んでいます。
- ウ 自然環境の保全に関する市民の理解が深まっています。
- エ 20 地区それぞれがその地域の特徴にあった自然保護活動を通じて、自然との共生が進んでいます。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 南アルプスユネスコエコパークの魅力を伝えるために、ホームページなどによる情報発信、小中学校での環境学習、遠山郷の関係団体との協働による魅力発信事業などを推進する。	◎ 実施中
② 「自然環境保全地区」「ふるさといきものの里」における開発行為に対して、引き続き自然環境に配慮するよう指導する。	◎ 実施中
③ 地域住民が希少動植物の生息生育環境の必要性を理解するように、情報提供と意識啓発を行う。	◎ 実施中
④ 長野県版レッドリストで絶滅危惧種に指定されている動植物や、飯田市の天然記念物に指定されているギフチョウなどの保全に取り組む団体などを支援する。	◎ 実施中
⑤ 希少動植物の食害対策として、ニホンジカの駆除を推進する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況

<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 南アルプス自然環境保全活用連携協議会(3 県 10 市町村)活動に取り組みました。 ② 南アルプスユネスコエコパーク、ジオパークの説明や展示を実施し、地域資源を PR をして地域活性化を行いました。 ③ 南アルプスユネスコエコパーク登山道誘導標識を設置するための支援に取り組みました。 ④ 「緑と生物多様性の重要性」の啓発を行いました。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.147 自然環境保全推進事業

基本的方向6 生活環境の向上

市内における水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等は、公害防止を目的とした法整備や、環境保全の取組みが進んだことから、現在ではほぼ解決しています。しかし、これらは発生すると重大な健康被害へとつながるため、引き続き監視を続けるとともに、事案が発生したときには、速やかに対策を講ずることが必要です。

また、生活環境の良好な維持のためには、市民一人ひとりの環境に対するモラルや近隣への配慮といった基本的マナーの向上が求められています。

今後も広報や指導を通じて、良好な生活環境を守る取組を進めていく必要があります。

●基本的方向6の具体的な取り組み

6-1 大気汚染被害の把握と改善

- 市内の大気状況の観測
- 大気汚染被害の防止

6-2 河川・地下水質の維持向上

- 継続的な河川水質の保全と観測
- 継続的な地下水水質の保全と観測
- 下水道・合併浄化槽の普及、維持管理
- 水質汚濁・汚染被害の防止

6-3 騒音・振動被害の把握と改善

- 市内の騒音発生状況の観測
- 騒音振動被害の防止

6-4 悪臭被害の把握と改善

- 市内の悪臭発生状況の観測
- 悪臭被害の防止

6-5 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善

- 有害物質の状況把握や大気中の放射線量の監視
- 実施した調査や各種情報の公開

6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

- 空き家等の適正な管理と活用の促進
- 生活環境に関するモラル向上等の啓発

●基本的方向6の目的の達成度を表す指標の達成状況

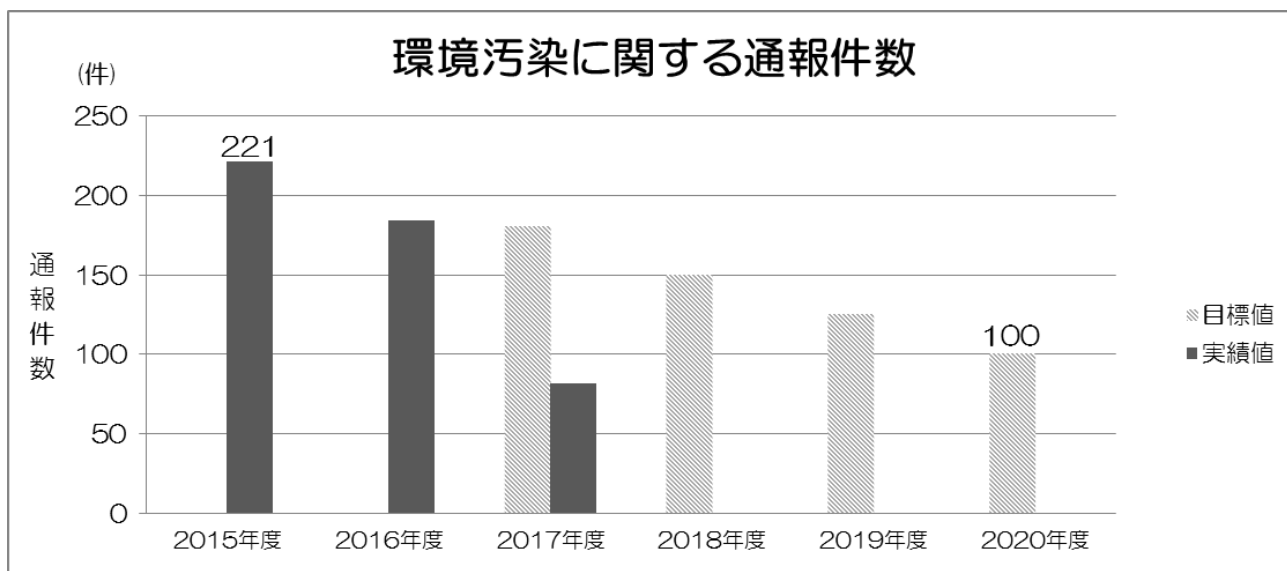
指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	平成 32 年度	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 実績	達成 状況
15	環境汚染に関する通報件数	件	100	180	82	◎
16	微小粒子状物質(PM2.5)の現状と動向(1日平均値)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	28.3	35	20.9	◎
	微小粒子状物質(PM2.5)の現状と動向(1年平均値)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	8.1	15	7.6	◎
17	松川中流域および野底川の水質階級(水質階級Iの生物指標の割合)	階級レベル	I	I	I	◎
18	河川のBODの環境基準値達成率	%	100	100	100	◎
19	騒音の環境基準値達成率	%	70.0	67.4	60.0	×
20	悪臭の防止目標の基準値達成率	%	100	100	100	◎
21	有害物質の現状と動向(重大な影響の有無)		無	無	無	◎

◎：目標以上の達成

○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向

×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向



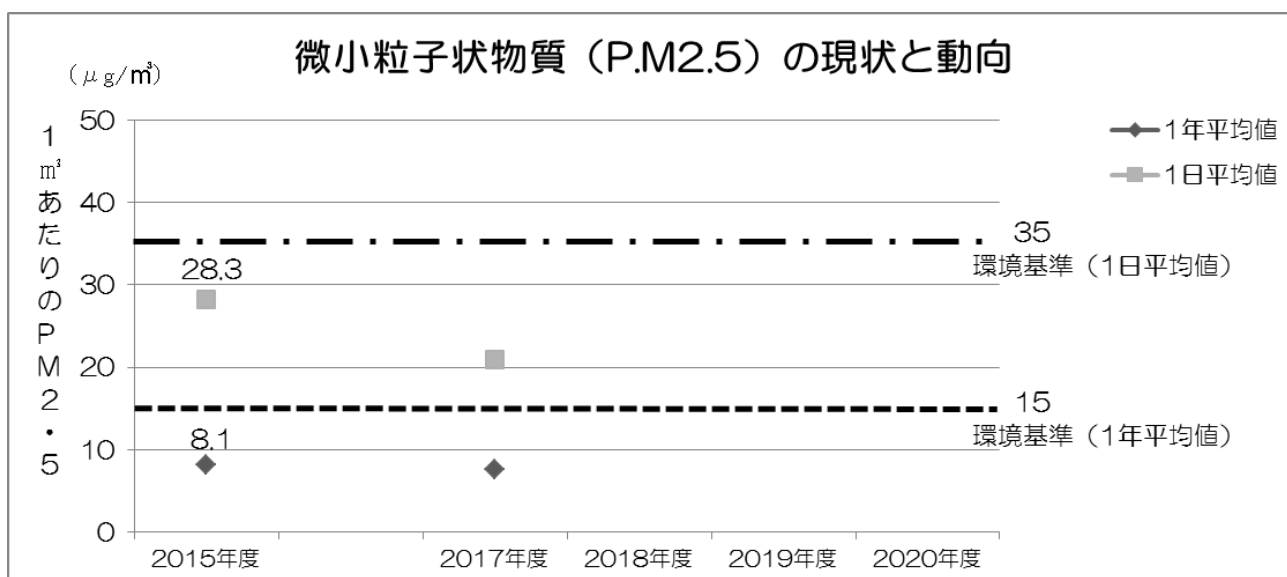
通報の多くは「大気汚染」及び「水質汚濁」です。

大気汚染については、野焼きから発生する煙、悪臭により、迷惑を被っている旨の通報が多く寄せられます。その多くは野外焼却禁止の例外とされる、剪定枝や落ち葉等の焼却がです。

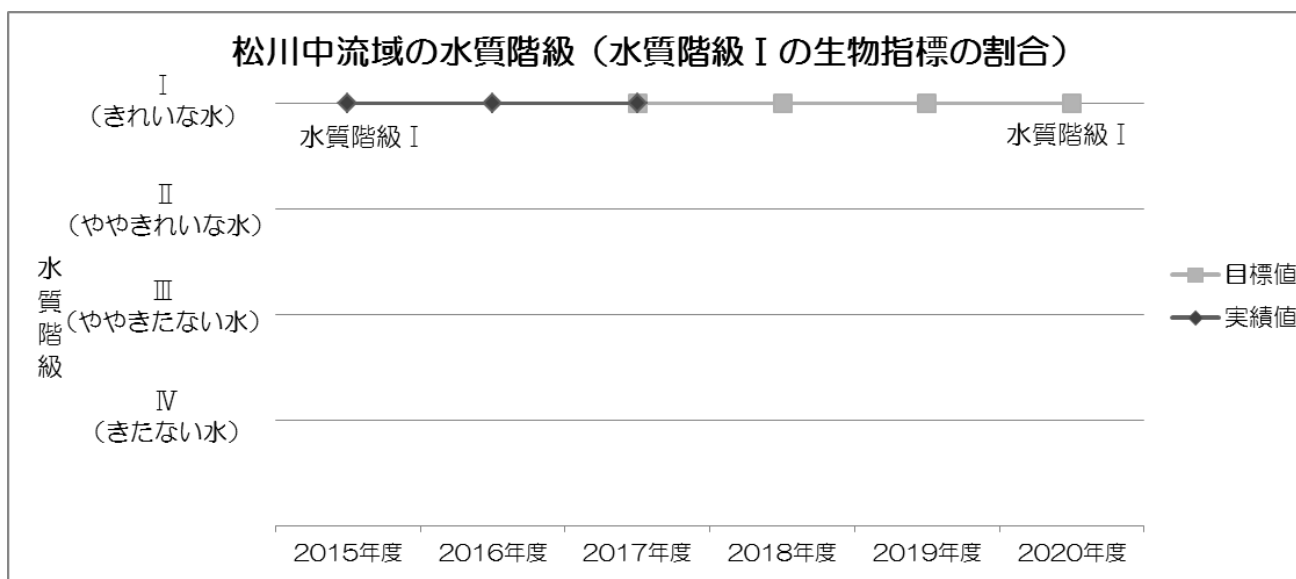
水質汚濁については、自動車事故、灯油缶の破損などにより、エンジンオイルや灯油が公共用水へ流入する事故が発生しています。

公害苦情の通報を受信した場合は、原因者に対する指導及び環境保全のための適切な措置を講じています。また、ホームページや広報誌を活用した啓発活動も行っています。

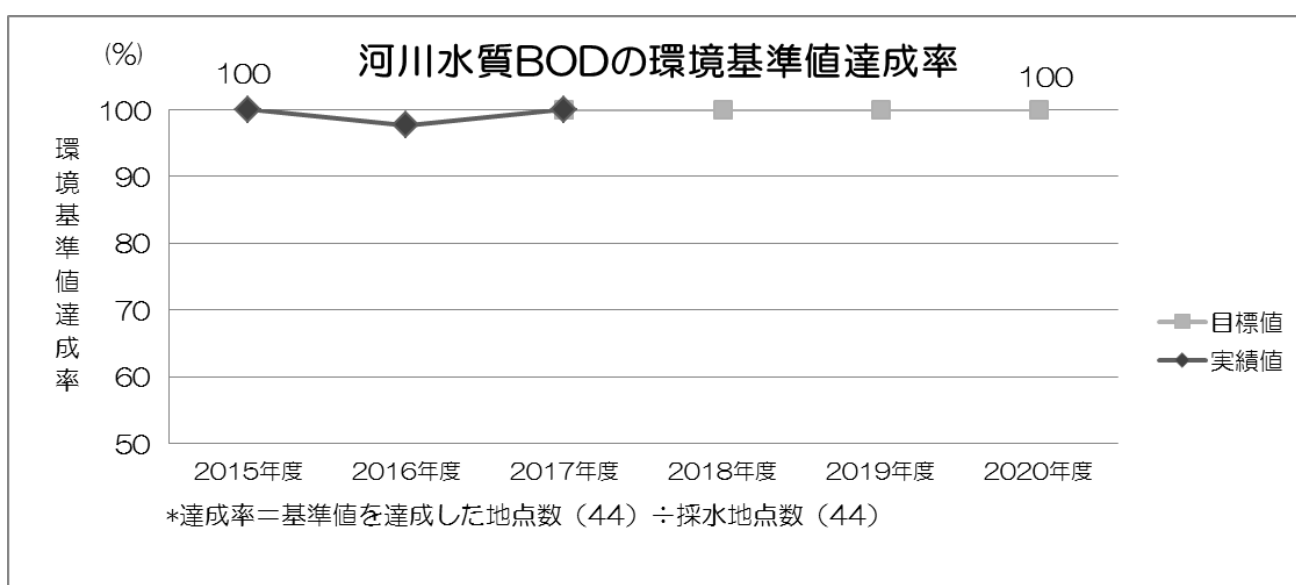
上記グラフは、苦情件数の推移を示していますが、2017年度は目標値を上回る82件と大幅に減少したため、公害に対する意識が高まっていると推測されます。



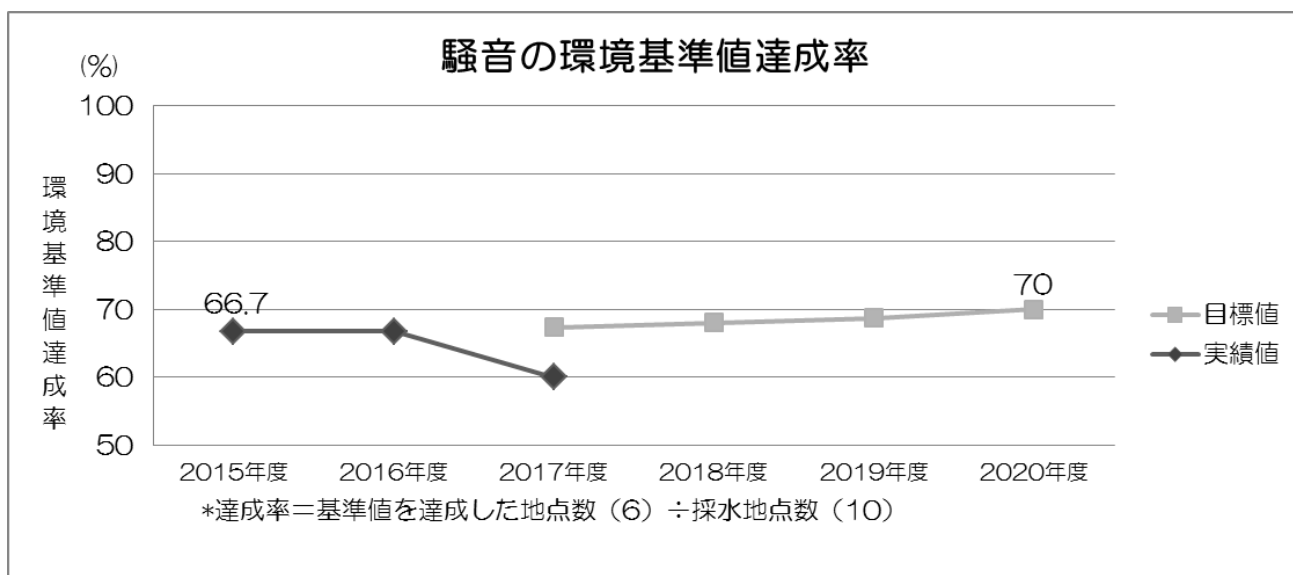
飯田市における大気環境中のPM2.5の濃度を把握するため、長野県が飯田ICに設置している自動測定機の測定結果が環境基準値内かを指標とします。1日平均及び1年平均ともに環境基準を下回る値となり、大気環境は良好であることがわかります。



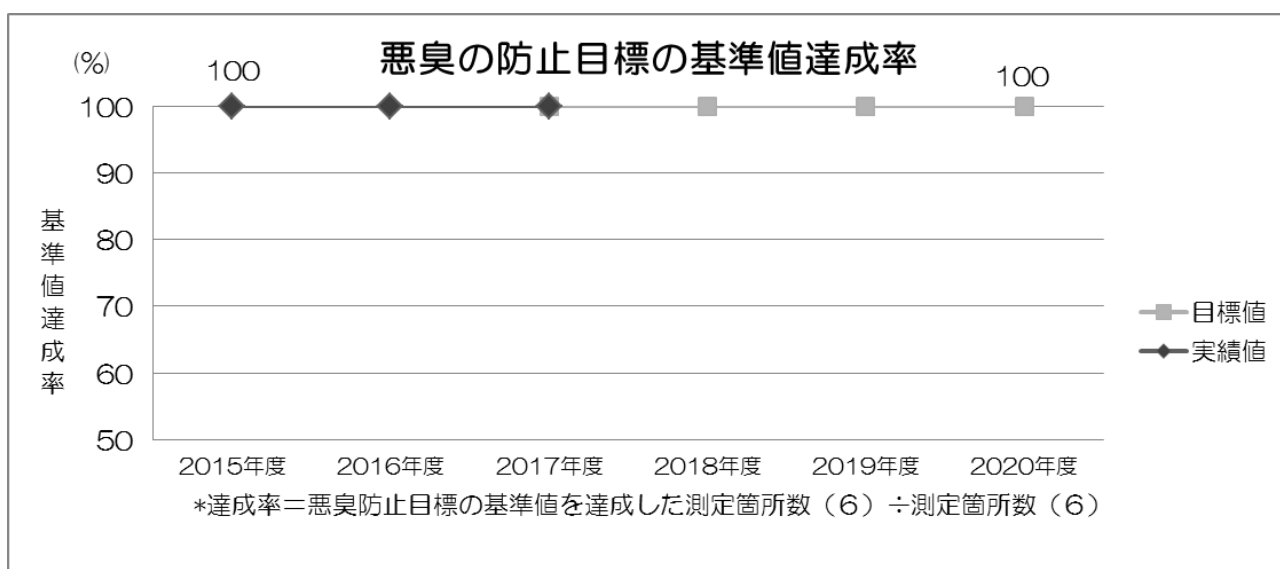
河川の水質調査に加えて、重要な水源である河川において水生生物観察会を開催して、水生生物の生息状況から水質階級を調査します。2017年度の松川中流域の調査では最高階級である「Ⅰきれいな水」という結果であり、今後もこれを維持していくことが目標となります。



河川水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）を用いて測定しています。BODとは、有機汚濁の代表的な水質指標であり、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で、水中の有機物などの量を表したもので、値が大きいほど水質が悪いと判断ができます。河川の水質は長期的な観点で捉えることが重要であることから、河川のBODの環境基準値達成率100%を維持することを目標としています。2017年度の達成率＝基準値を達成した地点数（44）÷採水地点数（44）で100%を維持していることから、飯田市内の河川の状況は良好であることが分かります。



道路事情の変化に伴う交通量の変動や住宅建設などから測定地点を随時変更して測定しています。2015年度の騒音の環境基準値達成率が66.7%であることから、向上を目指して70%達成を目標値とします。2017年度の達成率＝基準値を達成した箇所数(6)÷測定箇所数(10)で、目標値の67.36%を下回る結果となりました。



2015年度における悪臭の防止目標の基準値達成率が100%であることから、測定地点において「常に基準値を達成している」状態を維持することを目標とします。2017年度の達成率＝悪臭防止目標の基準値を達成した箇所数(6)÷測定箇所数(6)で100%を維持していることから、飯田市内は悪臭の発生が少なく、生活環境が良好に保たれていると言えます。

●基本的方向6の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向6-1 大気汚染被害の把握と改善

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 大気環境は良好であり、市民の生活環境が保たれています。
- イ リニア中央新幹線工事などに関して、大気環境測定が行われ、その結果は良好であり、市民の生活環境が保たれています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 現在実施されている大気環境測定を継続するとともに、リニア中央新幹線工事などに関する大気環境測定を行い、その結果をホームページや広報を通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
② 異常な発煙や悪臭などの通報があった時には、関係者と協力して速やかに対応する。	◎ 実施中
③ 測定の結果が環境基準を超過し、人体への影響が懸念される場合は、県などと協力し、市民へ速やかに情報を伝達するとともに対策を講じる。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中
 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車騒音、悪臭、その他の測定による実態の把握を行いました。 ② 環境汚染が発生した際には、長野県をはじめ関係機関と連携し迅速適切な対応を行いました。 <p>【課題】</p> <p>リニア工事開始や社会環境変化などによる新たな公害の未然防止に努め、万が一発生した際には速やかな処置に取り組むことが必要です。</p>
--

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.146 環境汚染対策事業

基本的方向6-2 河川・地下水質の維持向上

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 河川の水質測定が行われ、環境基準の範囲内で、きれいな水が保たれています。
- イ きれいな水の重要性を市民が認識し、主体的に河川美化活動などを行っています。
- ウ リニア中央新幹線工事に伴う水位変化等の影響を把握し、適切な対応がされています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 河川の水質測定を行い、測定結果をホームページや広報を通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
② 簡易浄化槽設置者に対して、適正な維持管理や下水道接続や合併浄化槽の設置の必要性や環境への影響について啓発を行う。	◎ 実施中
③ 水生生物観察会などへ多くの市民の参加を呼びかけ、きれいな水の重要性について啓発を行う。また、観察会の結果をホームページや広報を通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
④ 市民から水質汚濁の通報が寄せられた場合は、現地調査を行い、原因の究明と対策を行うとともに、原因者に対して適切な指導を行う。	◎ 実施中
⑤ 測定結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明と対策を行うとともに、状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う。	◎ 実施中
⑥ 自家用井戸水の水質検査を促し、地下水の安全確保に努める。	◎ 実施中
⑦ リニア中央新幹線工事に伴い懸念される地下水の水位や水質の調査を行う。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 簡易浄化槽の適正な管理推進のため啓発・指導を実施しました。
- ② 市内主要河川の水質検査実施により汚染状況を把握しました。
- ③ 地下水(井戸水)の水質等の把握に努めました。あわせて、リニア中央新幹線工事に伴う地下水への影響、関係地の地下水水位等の把握を行いました。

【課題】

生活雑排水汚泥の汲み取りや井戸水の検査などについては、依然として必要とされているが、社会情勢の変化により必要総量が増加してきており、今後取り組み方針などについて見直しが必要と思われます。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.146 環境汚染対策事業

基本的方向6-3 騒音・振動被害の把握と改善

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 騒音測定が継続して行われており、環境基準の範囲内で生活環境が良好に保たれています。
- イ 交通量の増加はあるものの、道路騒音は限定的になっています。
- ウ リニア中央新幹線工事における騒音や振動について、環境基準を超えない対策が施されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 市内騒音測定を行い、測定結果をホームページや広報を通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
② 自動車騒音の状況を監視するために騒音測定を行い、測定結果をホームページや広報を通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
③ 測定結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明や状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う。	◎ 実施中
④ 市民から騒音や振動について通報が寄せられた場合は、現地調査を行い、適切な指導を行う。	◎ 実施中
⑤ リニア中央新幹線工事に伴い発生する騒音や振動などを測定して、適切に対処する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

自動車騒音、悪臭、その他の測定による実態の把握を行いました。

【課題】

リニア工事開始や社会環境変化などによる新たな公害の未然防止に努め、万が一発生した際には速やかな処置に取り組むことが必要です。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.146 環境汚染対策事業

基本的方向6-4 悪臭被害の把握と改善

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 臭気測定が継続して行われ、必要な対策などにより環境基準の範囲内であり、生活環境が良好に保たれています。
- イ 事業所からの悪臭に関する通報が減少しています。
- ウ 野外焼却や、牛舎豚舎などに起因する悪臭に関する通報が減少しています。
- エ 環境基準に当たらない悪臭に関する通報が減少しています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 臭気測定を行い、測定結果をホームページや広報を通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
② 市民からの悪臭の通報について、現地調査を行い、適切な指導を行う。	◎ 実施中
③ 測定結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明や状況に応じて市民へ速やかに情報伝達を行うとともに、必要な対策を講じる。	◎ 実施中

- ◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中
 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況

<p>【取り組み状況】</p> <p>① 自動車騒音、悪臭、その他の測定による実態の把握を行いました。</p> <p>② 環境汚染が発生した際には、長野県をはじめ関係機関と連携し迅速適切な対応を行いました。</p>

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

No.146 環境汚染対策事業

基本的方向6-5 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善

(1) 計画期間中の取り組み目標

有害物質(放射性物質など)や電磁波に起因する被害がない安全安心な生活環境が保たれています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 空間放射線量の測定を行い、測定結果をホームページや広報を通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
② 簡易放射線測定機を、希望団体へ貸し出して市民が主体的に測定することにより、不安感の解消に努める。	◎ 実施中
③ 有害物質(放射性物質など)の測定を行い、その結果が環境基準を超過し、人体への影響が懸念される場合は、県などと協力し、市民へ速やかな情報伝達および指示を行うとともに対策を講ずる。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 自動車騒音、悪臭、その他の測定による実態の把握を行いました。
- ② 環境汚染が発生した際には、長野県をはじめ関係機関と連携し迅速適切な対応を行いました。

【課題】

リニア工事開始や社会環境変化などによる新たな公害の未然防止に努め、万が一発生した際には、速やかな処置に取り組むことが必要です。

(4) 対応する事務事業(資料編参照)

No.146 環境汚染対策事業

基本的方向6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 管理されていない空き家や土地を市が把握できるようになっています。
- イ 野良猫による被害が減少しています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 市民やまちづくり委員会、事業者などと協力して、空き家問題の解決を探り、対策を検討する。	◎ 実施中
② 市、まちづくり委員会、事業者などが連携した空き家情報バンクの運営により空き家の有効活用を図る。	○ 実施中
③ 野良猫への対応について啓発を行う。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 平成28年度にまちづくり委員会から報告のあった空き家の内、詳細調査未実施空き家481件の詳細調査を実施しました。空き家925件の所有者に空き家に関するアンケートを実施しました。
- ② 空き家バンク、相談業務、空き家改修補助、空き家環境整備補助により空き家の活用と流通の促進を引続き行いました。空家等検討会議（5回）、空家等審議会（3回）を開催し、空き家に関する問答集を作成しました。
- ③ 管理不全、危険空き家等の調査、所有者への安全措置等の助言、指導を継続して行いました。

【課題】

- ① 適正な管理がされていない空き家の増加により対応に苦慮する状況が多くなっています。
- ② 空き家バンク登録件数が少なく、利用希望者の希望に応え切れない状況が続いています。
- ③ 周辺の住環境に悪影響のある空き家の除却が進まない状況です。
- ④ アンケート結果から所有者は空き家との認識が薄く周辺住民との意識の乖離があることが判明しました。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.14 総合的な空家対策事業
- イ No.142 環境衛生事業
- ウ No.146 環境汚染対策事業

基本的方向1から6に関わる政策

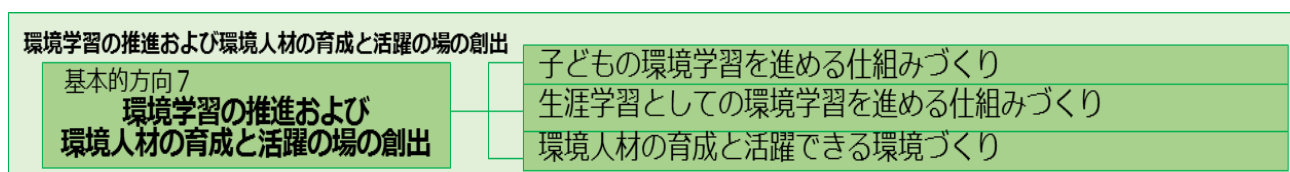
環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

これまで環境プランでは、特に飯田市の自然や生物を環境学習の主な対象としてきました。21' いいだ環境プラン第4次改訂版では、環境学習を本プランで推進する3つの政策(気候変動の緩和と適応、循環型社会の形成、自然環境・生活環境・生物多様性の保全)への理解とその具体的な取組みの実践に繋げるため、全体の核となる重要な政策として位置づけます。

学習の対象は、3Rや省エネルギーといった身の回りの事柄から地球温暖化の現状や気候変動がもたらす飯田市への影響など、様々な事柄に拡大するとともに、市民が学びやすい環境を整え、関係団体等と連携して積極的に取組みます。

環境学習を進め「気づきから行動へ」展開するよう、知見をもつ人材を増やしていくこと、そして、学校や地域など様々な場面で活躍の場を拡大していくことが重要です。

体系図



基本的方向7 環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

環境学習が行われる機会は大きく分けて2つあります。ひとつは学校であり、総合的な学習の時間で地域教材を活用した環境学習が行われていますし、理科や社会科といった教科の中でも多くの学年で環境に関する学習が行われています。

もうひとつは、公民館活動を中心とした生涯学習です。公民館は飯田市の生涯学習において重要な役割を担っていますが、その講座支援事業のひとつに環境学習があります。しかし、近年の開催状況を見る限りでは、他の分野と比較して活発とは言い難い状況です。

今後は、環境分野に携わる行政、関係団体、市民が協働し、環境教育の担い手のリストや具体的なプログラム等を整理し、学校や公民館が企画、運営しやすいように提示していくことで、環境学習への幅広い世代の市民参加を促していくことが重要です。

●基本的方向7の具体的な取り組み

7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり

- 環境チェッカーの活動や自然観察学習会を通じた環境学習の推進
- 森林や山での野外体験を通じた環境学習の推進
- 環境学習や体験活動の場の維持管理
- 小中学生への環境教育の実施

7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり

- 域産域消の「食」の啓発・推進（フードマイレージ）
- 河川にまつわる自然・環境・歴史などの生涯学習の推進
- 身近な場所（公民館）で行われる環境学習や調査
- 美術博物館における伊那谷の自然や環境への学び
- 「りんご並木のエコハウス」等を活用した環境講座

7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり

- 環境保全型農家の育成
- 環境アドバイザーや環境チェッカーの活動支援
- 伊那谷の自然と文化の調査とデータ整備・公開
- 3Rの推進、ごみの適正処理のための学習会への講師派遣
- 気候変動に関する環境学習の推進

●基本的方向7の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 環境人材バンクや学習の場に関する情報網の整備がされており、年代に応じた分かりやすいプログラムが提供できています。
- イ 幼稚園、保育園、小中学校での環境学習に、行政や関係機関から取り組みやすいプログラムが提示されて、様々な場面で実施できる体制が整えられています。
- ウ 子どもたちが日常生活でごみの分別の意識を高めています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 子どもに対する自然体験の場づくりや環境学習プログラムの整備と開発を行います。	◎ 実施中
② 環境学習プログラムを活用した環境学習が行われる機会を創出します。	◎ 実施中
③ 環境アドバイザーの派遣により、小中学校での環境学習を支援します。	◎ 実施中
④ 小学生を対象としたごみの分別を学ぶ機会や、環境保全への関心を高める機会を提供します。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 自然観察会を開催し、自然とのふれあいの場の創出しました。
- ② 環境アドバイザーや環境チェッカーを対象に講演会や研修会などの学習の機会を設けることで、環境保全意識の高揚に努めました。
- ③ 小学校4年生や地域団体などを対象に、環境産業公園やグリーンバレー千代の視察を通じて、環境保全意識の高揚に努めました。
- ④ 市内小学校4年生を対象に自然環境保全ポスターの作製を通じて環境保全への意識高揚を図りました。また、入選作品を市内公民館や大型商店へ展示、ポスター看板を作製して各地区へ掲示することにより、市民の環境保全意識の高揚に努めました。
- ⑤ 天竜川総合学習館では、天竜川の災害や自然環境の展示や企画展示を行い、一般観覧者に対応するとともに、週1～2回の講座開催による環境等の学習を推進しました。また、小中学校などの総合学習の場としても積極的に活用していただき、河川やこの地域の自然、環境、歴史、文化などを題材にした生涯学習の推進を図りました。

【課題】

毎年一定数の固定的な対象への環境教育（小学4年生にむけた自然環境保全ポスターや環境施設の見学など）は出来ていますが、裾野の広がりが見受けられません。環境について興味関心が高い人々だけではなく、啓発としての環境学習をより進展させていくべきと考えます。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.198 森づくり市民活動支援事業
- イ No.192 森林病虫害対策事業
- ウ No.193 森林鳥獣被害対策事業
- エ No.146 環境汚染対策事業
- オ No.239 社会基盤維持管理事業
- カ No.252 公園維持管理事業
- キ No.273 大平宿泊訓練施設管理事業
- ク No.253 飯田子どもの森管理運営事業
- ケ No.159 3R推進事業

基本的方向7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 市民ニーズに合わせた多種多様な環境学習プログラムが構築され、生涯学習のひとつとして多くの市民が環境学習に参加しています。
- イ それぞれの公民館が環境学習を企画しやすいように、プログラム案の作成支援やサポート、情報提供が実施されています。
- ウ 参加者自らが調査や研究に関わる体験活動型の環境学習が行われています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 取り組みやすい環境学習プログラムを構築します。	◎ 実施中
② 環境学習プログラムを活用した環境学習が行われる機会を創出し支援します。	◎ 実施中
③ 公民館等の学習メニューに体験活動型の環境学習が行えるよう支援します。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 元気な農村づくり推進事業における食ごよみ実践講座は、24名の受講があり、年間10回の講座をとおして飯田下伊那地域の行事食、郷土食を実践しました。
- ② 地区公民館事業として、各地区住民全世代を対象で、各地区の特色をいかした多様で主体的な学習交流活動を支援しました。
- ③ 地区公民館事業として、里山保全活動、水辺の楽校、農作業体験教室等を実施しました。
- ④ 美術博物館教育普及・活動支援事業として、自然講座、子ども科学工作教室、子ども地球探検隊、天文講座、化石標本室ワークショップ、自然史発表会、ジオパーク看板設置を行いました。

【課題】

- ① 講座受講生について、講座終了後の支援について検討する必要があります。
- ② 公民館事業による学習交流活動は、地域課題解決に向けた取組や青年層世代が参加しやすい事業展開が必要です。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.176 元気な農村づくり推進事業
- イ No.177 堆肥センター運営事業
- ウ No.246 天竜川総合学習館管理運営事業
- エ No.312 地域の多様な学習交流支援事業
- オ No.315 地域の環境学習交流支援事業
- カ No.328 美術博物館教育普及・活動支援事業
- キ No.329 プラネタリウム運営事業
- ク No.156 エコライフ啓発普及事業
- ケ No.157 旧飯田測候所活用事業

基本的方向7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 整備されたプログラムに合わせた人材の発掘と育成が行われ、環境学習を担う人材が創出されています。
- イ 環境学習を担う人材が必要とするデータの整備が進んでいます。
- ウ 環境アドバイザー制度や環境NPO、環境保護団体等のネットワークを基にした環境人材バンクが整備され、環境学習のコーディネート体制の構築が進んでいます。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H29年度の進捗状況
① 地域の関係者等と連携した環境学習プログラムを整備します。	◎ 実施中
② 環境学習プログラムに対応できる継続的な人材の発掘と育成に努めます。	○ 実施中
③ 情報提供の仕組みを構築するとともに、地域、学校、催事など各場面での環境アドバイザー制度の更なる利用拡大を図ります。	○ 実施中
④ 環境人材バンク、環境学習プログラムへの需要と供給のコーディネート体制を整備します。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成29年度の取り組み状況及び課題

【取り組み状況】

- ① 環境アドバイザーや環境チェッカーを対象に講演会や研修会などの学習の機会を設けることで、環境保全意識の高揚に努めました。
- ② 小学校4年生や地域団体などを対象に、環境産業公園やグリーンバレー千代の視察を通じて、環境保全意識の高揚に努めました。

【課題】

教育委員会等関係する部署との連携により、学習プログラムの増加や幼保小中などでの学習機会を増やす取組が必要です。

(4) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.148 環境教育推進事業
- イ No.326 美術博物館資料調査研究・収集保管事業
- ウ No.327 美術博物館展示公開事業
- エ No.328 美術博物館教育普及・活動支援事業
- オ No.159 3R推進事業

カ No.156 エコライフ啓発普及事業

キ No.157 旧飯田測候所活用事業